

添付資料－2 高浜発電所 第4号機 保全計画（第21保全サイクル）

「1.3 構築物、系統及び機器」に示された発電用原子炉施設に係る点検の実施状況等について、「高浜発電所 第4号機 保全計画（第21保全サイクル）」をもとに、点検及び試験の項目、点検頻度等を示す。

高浜発電所 第4号機  
保全計画  
(第21保全サイクル)

## 保守管理の実施に関する計画

## 目 次

1. 保守管理の実施に関する計画の始期（施設定期検査の開始する日をいう。） 及び期間	1
2. 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査（定期事業者検査を含む。） 及び補修等の方法、実施頻度及び時期	1
3. 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のため の措置	2
4. 特別な保全計画	2
5. 保全に関する実施体制	2

別紙：点検計画（第2.1保全サイクル）

別図：施設定期検査時の安全管理の計画

参考資料－1：計画期間中における点検の実施状況等

参考資料－2：長期保守管理方針実施状況総括表

参考資料－3：保全に関する実施体制

## 1. 保守管理の実施に関する計画の始期（施設定期検査の開始する日をいう。）及び期間

本保全計画の適用期間は、第21回施設定期検査開始日から第22回施設定期検査開始日の前日までの期間（第21回施設定期検査終了日以降13ヶ月までの間※）とし、以降、この期間を第21保全サイクルという。

ただし、この期間内に第22回施設定期検査を開始した場合には、その前日までの期間とする。

※：第21回施設定期検査終了日以降13ヶ月までの間を『実運転期間』という。

## 2. 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査（定期事業者検査を含む。）及び補修等の方法、実施頻度及び時期

### （1）点検計画

施設定期検査中及びプラント運転中の点検について、あらかじめ保全方式を設定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び時期を定めた点検計画を「高浜発電所 保修業務所則（平成5高原保所則 第2号）」に基づき策定した「保全指針」に従い策定した。

また、土木建築に関する設備の点検計画については、「高浜発電所 土木建築業務所則（平成19高原土所則 第1号）」に従い策定した。

点検計画のうち、定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画に基づく点検計画を別紙に記載する。

附帯設備も含めた各機器の詳細な点検計画は、「保全指針」に規定している。

点検計画を策定又は変更するにあたっては、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげている。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行った。

- ・保全活動管理指標の監視結果
- ・保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績
- ・トラブルなど運転経験
- ・定期安全レビュー結果
- ・他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ
- ・リスク情報、科学的知見

### （2）補修、取替え及び改造計画

#### a. 蒸気発生器伝熱管補修工事：届出

（蒸気発生器伝熱管に有意な信号指示が認められた場合に工事計画届出予定）

##### ○ 工事概要

蒸気発生器伝熱管の渦流探傷検査の結果、有意な信号指示が認められた場合に、蒸気発生器の健全性を確保するため、メカニカルプラグにて施栓を行う。

##### ○ 予定期

第21回施設定期検査期間中

b. 特定重大事故等対処施設設置工事

○工事概要

平成24年6月の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正並びに関連規則等の改正を踏まえ、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要な施設の整備を行う。

○予定時期

第21回施設定期検査期間中（完了予定：平成32年10月）

c. 計器用電源装置改造工事

○工事概要

計器用電源は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）の要求を受け、新たに追加・変更された要求事項に対する適合性を示す必要があることから、設備を取り替える。

○予定時期

第21回施設定期検査期間中

3. 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

施設定期検査停止時における保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は、別図のとおりである。また、定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動並びに留意事項等については、特になし。

4. 特別な保全計画

なし

5. 保全に関する実施体制

第21保全サイクルにおける保全については、高浜発電所原子炉施設保安規定第4条（保安に関する組織）、第5条（保安に関する職務）に基づく事業者管理体制により実施する。

また、第21保全サイクルの保全の実施にあたり、協力会社に役務を調達する場合には、当該点検及び工事に関する作業経験等の技術的要件（力量）も考慮の上、第120条（保守管理計画）に基づき調達要求等を定める「原子力部門における調達管理通達（平成27調原通達 第1号）」の規定に従い調達する。

なお、第21保全サイクルにおいて、協力会社に役務を調達する予定の主要な点検工事等を以下に示す。

- ・ 原子炉容器他主要設備定期点検工事
- ・ 発電機他主要電気設備定期点検工事
- ・ 蒸気発生器細管検査他付帯工事
- ・ タービン主機他一般設備定期点検工事
- ・ 1次系大型モータ他定期点検工事
- ・ 特定重大事故等対処施設設置工事
- ・ ほう素熱再生前置交換器開放点検他修繕工事

別紙

点 檢 計 画  
(第21保全サイクル)

## 点検計画の記載について

1. 点検計画については以下の方針に従い記載している。

### (1) 記載している設備について

点検計画には発電所設備の主要機器として、以下設備を対象に記載している。

①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の14第1項に規定する技術基準が適用される設備

a.定期事業者検査の対象となる設備

b.実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第2において、工事計画書に記載が要求されている設備

なお、工事計画書において仕様が記載されていない設備については、日常の管理の中で健全性が確認でき、かつ、取替が可能な下記のものについて除外する。

(a)防護具、現地操作時に用いる工具類

(b)一般消耗品（電池類他）

(c)一般産業品（可搬型照明、電話・ファクシミリ他）

②保全の重要度が高い設備

保全重要度が高い設備とは、以下の設備を指す。

a.安全機能の重要度が高い設備

b.供給信頼性重要度が高い設備

c.リスク重要度が高い設備

なお、アクシデントマネジメント（AM）対応設備であることにより、保全の重要度を「高」とした設備については、点検計画において「AM（対応するアクシデントマネジメント名）機器」として明示している。

### (2) 記載している点検について

点検計画には上記設備の主要な点検として、以下を記載している。

- ・定期事業者検査に係る点検
- ・施設定期検査の都度性能維持のための措置を伴う点検
- ・施設定期検査対象機器に係る点検のうち、定期事業者検査に係る点検の実施頻度より短い実施頻度で行う性能維持のための措置を伴う点検
- ・記載対象設備において、上記に該当する点検が無い設備については主要な点検

上記以外の点検（主要機器の上記条件以外の点検や附帯設備<sup>※1</sup>の点検等）については、「高浜発電所 保修業務所則（平成5高原保所則 第2号）」に基づき策定した「保全指針」及び「高浜発電所 土木建築業務所則（平成19高原土所則 第1号）」に定めている。

※1：附帯設備の例

〔潤滑油、潤滑水、シール水、冷却設備、電源、制御回路、オリフ  
　　イス、レデューサ、フローグラス 等〕

### (3) 保全の重要度について

「グレード分け通達(平成18原品証通達第2号)」等の考え方従い、「高」又は「低」のいずれかで表記している。

なお、重要度「高」及び定期事業者検査対象の設備については、保全方式として予防保全(時間基準保全、状態基準保全)を選定し、事後保全は選定していない。

### (4) 保全方式について

保全方式について以下のとおり記載している。

- ・ 時間基準保全を採用しているもの：点検頻度
- ・ 状態基準保全を採用しているもの：CBM
- ・ 事後保全を採用しているもの：BM

### (5) 点検頻度について

次の整理により「F」：保全サイクル、「M」：月、「Y」：年で表記している。

- ・ 性能維持のための措置を伴う点検及びそれに伴い実施する点検については、「M」又は「Y」により表記している。なお、記載した頻度のうち「M」は、運転期間(総合負荷性能検査～解列)に対応した値を示している。  
また、複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目については、その点検頻度の最短及び最長のものを記載している。
  - ・ 供用期間中検査のように年度管理するものについては、「Y」により表記している。
  - ・ 機器の分解点検時期に合わせて実施する機能・性能試験については、「B」により表記している。また、その他、性能維持のための措置を伴わない点検のうち、分解・開放点検等の性能維持のための措置を伴う点検と合わせて実施するものについても「B」<sup>※2</sup>と表記している。なお、回転機器(ポンプ、ファン等)等、本体と駆動部で構成される機器は、一方が分解点検を実施した場合においても、その後の機能・性能試験で本体と駆動部の機能・性能を確認する。
  - ・ これ以外で、性能維持のための措置を伴わない点検については、「F」<sup>※2</sup>により表記している。また、性能維持のための措置を伴わない点検であっても、当該点検が、プラント運転期間中の発電用原子炉施設の保安の確保に支障がなく、年度管理するものについては、「Y」により表記している。
  - ・ このほか肉厚管理指針に従い管理する肉厚測定は、検査箇所ごとの管理となるため、本表では“肉厚管理指針による”と表記している。
  - ・ 定期的な頻度をもたずに実施する点検については、「X」により表記している。
- ※2：「B」「F」により表記しているものは、基本的に性能維持のための措置を予定していない点検であり、劣化進展がごく軽微なため、分解・開放点検やプラント施設定期検査停止時期に合わせた実施管理が適しているものを対象にしている。

(6) 点検時期について

- ・時間基準保全の点検については、“施設定檢起動後”、“プラント運転中”の表現により、備考欄に実施時期を記載している。なお、これらの記載のないものについては、施設定檢停止中に実施することとしている。
- ・プラント停止（施設定期検査）に先立ち、プラント運転中に実施する定期的な点検を「先行実施」とし、その対象設備を備考欄に明記し、区別する。

(7) 状態監視方法の記載について

- ・保全方式として状態基準保全を用いる機器については、経年劣化事象等による劣化の有無・劣化の傾向を監視する方法（状態監視技術、定例試験、巡回点検等）及びその頻度を備考欄に記載している。
- ・保全方式として時間基準保全を採用している機器については、保全をより充実する観点で採用している状態監視技術について方法・頻度を備考欄に記載している。

## 目 次

機器又は系統名	ページ
原子炉本体	1/30
【炉心】	
【原子炉容器】	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	1/30
【燃料取扱設備】	
【使用済燃料貯蔵設備】	
【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】	
【燃料取替用水設備】	
原子炉冷却系統施設	3/30
【一次冷却材の循環設備】	
【主蒸気・主給水設備】	
【余熱除去設備】	
【非常用炉心冷却設備】	
【化学体積制御設備】	
【蒸気タービンの附属設備】	
【原子炉補機冷却水設備】	
【原子炉補機冷却海水設備】	
【原子炉格納容器内的一次冷却材の漏えいを監視する装置】	
計測制御系統施設	12/30
【制御材】	
【制御棒駆動装置】	
【工学的安全施設等の作動信号】	
【ほう酸注入機能を有する設備】	
【ほう素再生設備】	
【制御用空気設備】	
【その他設備】	
放射性廃棄物の廃棄施設	15/30
【気体、液体又は固体廃棄物処理設備】	
【原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの液体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置】	
放射線管理施設	17/30
【放射線管理用計測装置】	
【換気設備】	
原子炉格納施設	21/30
【原子炉格納容器】	
【圧力低減設備その他の安全設備】	
原子力設備	24/30
【その他設備】	

機器又は系統名	ページ
原子力設備・タービン設備	24/30
【その他設備】	
蒸気タービン	24/30
【車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸】	
【調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁】	
【復水器】	
【蒸気タービンに附属する熱交換器】	
【蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備】	
【蒸気タービンに附属する管等】	
【その他設備】	
その他発電用原子炉の附属施設	28/30
【浸水防護施設】	
【常用電源設備】	
【火災防護施設】	
非常用電源設備	29/30
【非常用発電装置】	
【その他の電源装置】	
土木建築設備	30/30
プラント総合	30/30

## 1. 点検計画

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	検査名	備考
原子炉本体 [炉心]	照射源検査集合体 燃料集合体 内種物	1式 ※ 1式 ※ 1式 ※ 1式	1.外観点検 1.外観点検(炉内配管) 1.外観点検(炉内配管)	1F 1F 1F	燃料集合体外観検査 燃料集合体炉内配管検査 燃料集合体炉内配管検査
原子炉本体のうち炉心					※：炉心設計による ※：炉心設計による ※：炉心設計による
原子炉容器 [炉子炉容器]	前隔壁体クレスタ系内管支持ビン	104本	1.外観点検 1.機能・性能試験(リフ ティングフレーム)	高 高	高 高
核燃料質の取扱施設及び貯藏施 設 [燃料取扱設備]	燃料移動装置	1式	1.機能・性能試験	1F	燃料取扱装置機能検査
燃料取扱設備			2.分解点検他	1F	燃料取扱設備検査(動作・インター口 ク試験等)
使用済燃料ビットクレーン			1.機能・性能試験 2.分解点検他	高 1F	燃料取扱装置機能検査(動作・インター口 ク試験等)
新燃料エレベーター			2.分解点検他	390～195M	燃料取扱装置機能検査(動作・インター口 ク試験等)
燃料取扱建屋クレーン			1.機能・性能試験 2.分解点検(年次点検)	1F	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査(動作・インター口 ク試験等)
燃料取扱工具	1式		1.外観点検 2.簡易点検(年次点検)	高 1F	燃料取扱装置機能検査(動作・インター口 ク試験等)
燃料取扱装置			1.外観点検 1.分解点検	12M	燃料取扱装置機能検査(動作・インター口 ク試験等)
核燃料物質の取扱施設及び貯藏施 設 [使用済燃料設備]	核燃料物質の取扱施設及び貯藏施設「燃料取扱 装置」その他の機器 温位監視装置 1次系計測制御装置	1式 2台 24個 1式	1.特性試験 1.特性試験 1.特性試験 1.機能・性能試験	高 高 高 高	プラント状態監視設備機能検査 計測制御系監視機能検査 可搬型重大事故対応設備機能検査 可搬型重大事故対応設備機能検査
核燃料物質の取扱施設及び貯藏施 設 [使用済燃料設備]	核燃料物質の取扱施設及び貯藏施設「使用済 燃料設備」その他の機器 温位監視装置 1次系計測制御装置	1式 2台 24個 1式	1.特性能試験 1.機能・性能試験 2.分解点検(電動機) 2.分解点検(電動機)	13M 13M 78M	20回施設定期検査より追加 20回施設定期検査より追加 20回施設定期検査より追加 20回施設定期検査より追加
核燃料物質の取扱施設及び貯藏施 設 [使用済燃料設備]	消防ポンプ	72台	1.機能・性能試験 1.外観・機能試験	1Y 6M	プラント運転中又は施設設定検査 プラント運転中又は施設設定検査により追加 20回施設定期検査により追加 20回施設定期検査により追加

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考(○は適用する設備診断技術)
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 〔使用済燃料ビント冷却装置の処理部〕	使用済燃料ビント冷却装置	1.機能・性能試験(ボンブ) 2.分解点検(ボンブ)	低	1F 78M CIM	使用済燃料取扱装置冷却系機能検査	先行実施 (機動診断: 3M)
	A.使用済燃料ビントポンプ・電動機	1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(潤滑油入替)	低	13M		
	B.使用済燃料ビントポンプ・電動機	1.分解点検(ボンブ) 1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(潤滑油入替)	低	78M CIM 13M		先行実施 (機動診断: 3M)
	A.使用済燃料ビントフィルタ	1.開放点検 1.開放点検(管側)	低	130M 130M		先行実施
	A.使用済燃料ビント冷却器	1.開放点検(側面) 2.非破壊試験	低	195M 130M	1次系熱交換器検査	先行実施
	B.使用済燃料ビント冷却器	1.開放点検(管側) 1.開放点検(側面) 2.非破壊試験	低	195M 130M 130M	1次系熱交換器検査	先行実施
	C.使用済燃料ビント冷却器	1.開放点検(ガスクエット バッキンガム) 1.機能・性能試験 2.分解点検	低	130M B 130M	1次系熱交換器検査	先行実施
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設「使用済燃料用冷却装置」その他の弁	核燃料用冷却装置の取扱施設及び貯蔵施設「使用済燃料用冷却装置」その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低	195M		一部先行実施
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設「使用済燃料用冷却装置」その他の弁 燃料用冷卻装置及び冷却装置	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設「使用済燃料用冷却装置」その他の弁 燃料用冷卻装置及び冷却装置	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検(性能試験)	高	130M 130M 130M	1次系冷却装置 1次系冷却装置 1次系冷却装置	一部先行実施 一部先行実施 一部先行実施
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設「使用済燃料用冷却装置」その他の弁 燃料用冷卻装置及び冷却装置	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設「使用済燃料用冷却装置」その他の弁 燃料用冷卻装置及び冷却装置	1.分解点検 1.分解点検他 1.分解点検他	高 高 低	130M 130M 130M~130M		
	A.燃料取替用水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(ボンブ) 2.分解点検(電動機) 3.簡易点検(潤滑油入替)	高 高 10M 10M	B※ 130M 10M 13M	1次系ポンプ機能検査	先行実施 (機動診断: 3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
	B.燃料取替用水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(ボンブ) 2.分解点検(電動機) 3.簡易点検(潤滑油入替)	高 高 10M 10M	B※ 130M 10M 13M	1次系ポンプ機能検査	先行実施 (機動診断: 3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 〔燃料取替用水設備〕	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 〔燃料取替用水設備〕	1.機能・性能試験 2.分解点検(ボンブ) 2.分解点検(電動機) 3.簡易点検(潤滑油入替)	高 高 10M 10M	B 130M B 182M	1次系安全評価 1次系安全評価 1次系安全評価	一部先行実施 一部先行実施 一部先行実施
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設「燃料取替用水設備」その他の弁	1.分解点検 1.分解点検他	高 低	10M~260M 10M~130M		
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設「燃料取替用水設備」その他の弁	1.分解点検 1.分解点検他	高 低	10M~260M 10M~130M		

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度 又は頻度	検査名	備考 ( )は適用する 設備診断技術)
原子炉冷却系施設 〔一二次冷却材の循環設備〕	A 蒸気発生器 3,247本	1.非破壊試験 2.開放点検 3.簡易点検(スマッシュラ ンシング) 4.簡易点検(ガスケット 貼替他)	高 13M 13M 13M	蒸気発生器伝熱管体積検査	
B 蒸気発生器 3,248本	伝熱管 3,248本	1.非破壊試験 2.開放点検 3.簡易点検(スマッシュラ ンシング) 4.簡易点検(ガスケット 貼替他)	高 13M 13M 13M	蒸気発生器伝熱管体積検査	
C 蒸気発生器 3,259本	伝熱管 3,259本	1.非破壊試験 2.開放点検 3.簡易点検(スマッシュラ ンシング) 4.簡易点検(ガスケット 貼替他)	高 13M 13M 13M	蒸気発生器伝熱管体積検査	
加圧器安全弁 4V-RC-0555 4V-RC-0556 4V-RC-0557		1.機能・性能試験 2.漏えい試験 3.分解点検	高 1F B 13M	加圧器安全弁機能検査 加圧器安全弁漏えい検査	
加圧器速がし弁 4-PCV-454C		1.機能・性能試験(駆動 音含む) 2.漏えい試験	高 1F 1F 13M	加圧器速がし弁機能検査 加圧器速がし弁漏えい検査	
加圧器速がし弁駆動部 4-PCV-454C		1.分解点検 2.簡易点検(特性試験)	高 13M	加圧器速がし弁分解検査	
加圧器速がし弁 4-PCV-455A		1.機能・性能試験(駆動 音含む) 2.漏えい試験	高 1F 1F 13M	加圧器速がし弁機能検査 加圧器速がし弁漏えい検査	
加圧器速がし弁駆動部 4-PCV-455A		1.分解点検 2.簡易点検(特性試験)	高 13M	加圧器速がし弁分解検査	
加圧器速がし弁 4-PCV-455B		1.機能・性能試験(駆動 音含む) 2.漏えい試験	高 1F 1F 13M	加圧器速がし弁機能検査 加圧器速がし弁漏えい検査	
加圧器速がし弁駆動部 4-PCV-455B		1.分解点検 2.簡易点検(特性試験)	高 13M	加圧器速がし弁分解検査	
加圧器速がし弁元弁 4V-RC-055A 4V-RC-055B		1.機能・性能試験(駆動 音含む) 2.分解点検 3.簡易点検(グランジ バッキン取替)	高 1F 1F 13M	加圧器速がし弁機能検査 加圧器速がし弁漏えい検査	
加圧器速がし弁駆動部 4V-RC-055A 4V-RC-055B		1.機能・性能試験(駆動 音含む) 2.分解点検 3.簡易点検(グランジ バッキン取替)	高 1F 1F 13M	加圧器速がし弁分解検査	
加圧器速がし弁元弁 4V-RC-054B		1.分解点検 2.簡易点検(駆動音含む) 3.簡易点検(グランジ バッキン取替)	高 1F 1F 13M	加圧器速がし弁機能検査 加圧器速がし弁漏えい検査	
加圧器速がし弁駆動部 4V-RC-054B		1.分解点検 2.簡易点検(駆動音含む) 3.簡易点検(グランジ バッキン取替)	高 1F 1F 13M	加圧器速がし弁分解検査	
加圧器速がし弁元弁 4V-RC-054C		1.分解点検	高 156M	加圧器速がし弁機能検査	

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目		保全の重要度 又は頻度	検査名	備考 ( ) 内は適用する 設備診断技術)
		1. 機能・性能試験	2. 分解点検(ボンブ)			
原子炉冷却系施設 〔一次冷却材の循環設備〕	A 1 次冷却材ボンブ・電動機	1. 機能・性能試験	高	1F 130M	1 次冷却材ボンブ機能検査	一部施設設定検起動後
		2. 分解点検(電動機)		10M		
		2. 分解点検(メカニカルシール)		13M	1 次冷却材ボンブメカニカルシール分解 検査	
		2. 分解点検(ライボール)		10M		
		3. 簡易点検(潤滑油入替 他)		26M		
	B 1 次冷却材ボンブ・電動機	1. 機能・性能試験	高	1F 130M	1 次冷却材ボンブ機能検査	一部施設設定検起動後
		2. 分解点検(電動機)		10M		
		2. 分解点検(メカニカルシール)		13M	1 次冷却材ボンブメカニカルシール分解 検査	
		2. 分解点検(ライボール)		10M		
		3. 簡易点検(潤滑油入替 他)		26M		
C 1 次冷却材ボンブ・電動機	1. 機能・性能試験	高	1F 130M	1 次冷却材ボンブ機能検査	一部施設設定検起動後	
		2. 分解点検(ボンブ)		10M		
		2. 分解点検(電動機)		13M	1 次冷却材ボンブメカニカルシール分解 検査	
		2. 分解点検(メカニカルシール)		10M		
		2. 分解点検(ライボール)		13M		
		3. 簡易点検(潤滑油入替 他)		26M		
	1. 開放点検		高	33M		
	2. 簡易点検(マンホール ガスケット取替)		13M			
	1. 機能・性能試験	高	B	1 次系統検査		
	2. 分解点検		26M	1 次系統検査		
加圧器	1. 機能・性能試験	高	B	1 次系統検査		
	2. 分解点検(マンホール ガスケット取替)		13M	1 次系統検査		
	1. 機能・性能試験	高	B	1 次系統検査		
	2. 分解点検		26M	1 次系統検査		
	3. 簡易点検(特性試験)		13M			
	1. 分解点検他	高	65M~260M			保全の有効性評価結果No.1の反映
	1. 分解点検他	低	52M~130M			一部BMあり
	1. 機能・性能試験	高	1F			
	2. 濾えい試験		B			
	3. 分解点検		26M	主蒸気安全弁機能検査 主蒸気安全弁漏えい検査		
原子炉冷却系施設 〔他の機器 備〕その他の弁 備〕原子炉冷却系施設「一次冷却材の循環設 備」その他の弁駆動部	4F-NS-526A	1. 機能・性能試験	高			
	4F-NS-527A	2. 濾えい試験				
	4F-NS-528A	3. 分解点検				
	4F-NS-529A					
	4F-NS-530A					
	4F-NS-531A					
	4F-NS-532A					
	4F-NS-526C					
	4F-NS-527C					
	4F-NS-528C					
原子炉冷却系施設 〔主蒸気・主給水設備〕	4F-NS-529C	1. 機能・性能試験	高	1F		
	4F-NS-529B	2. 濾えい試験		B		
	4F-NS-528B	3. 分解点検		26M		
	4F-NS-531B					
	4F-NS-532B					
	4F-NS-530C					
	4F-NS-531C					
	4F-NS-532C					
	4F-NS-534C					
	4F-NS-535C					

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考 (○は適用する 設備診断技術)
原子炉冷却系装置 「主蒸気・主給水設備」	主蒸気逃がし弁	4-PCV-3610 1.機能・性能試験(駆動 锁定) 4-PCV-3620 2.漏えい試験	高	1F 最終に一トシノック熱輸送評価作動検査		
		4-PCV-3630 3.分解点検		B 主蒸気逃がし弁漏えい検査		
		13M				
主蒸気逃がし弁駆動部	4-PCV-3610 4-PCV-3620 4-PCV-3630	1.分解点検 2.簡易点検(特性試験)	高	13M		
				13M		
主蒸気隔離弁	AV-NS-533A AV-NS-533B AV-NS-533C	1.機能・性能試験(駆動 锁定) 2.分解点検	高	1F 主蒸気隔離弁機能検査		
				33M		
		1.分解点検 2.分解点検	高	33M	2次系弁検査	
				33M	2次系弁検査	
主蒸気隔離弁駆動部	AV-NS-533A AV-NS-533B AV-NS-533C	1.分解点検 2.分解点検	高	33M	2次系弁検査	
				33M	2次系弁検査	
原子炉冷却系施設「主蒸気・主給水設備」	13C	1.機能・性能試験 2.分解点検	高	B 52M~130M	2次系弁検査	
その他の弁		3.簡易点検(グラント バシキン取替)		65M	2次系弁検査	
原子炉冷却系施設「主蒸気・主給水設備」	13式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高	B 52M~156M	2次系弁検査	
その他の弁駆動部		3.簡易点検(特性試験)				
原子炉冷却系施設「主蒸気・主給水設備」	13式	1.分解点検他	高	13M~130M		
その他の機器		1.機能・性能試験 2.分解点検(ボンブ)	高	130M~195M	1次系ボンブ機能検査	一部BMあり
原子炉冷却系施設 「余熱除去装置」	A余熱除去ポンプ・電動機	2.分解点検(電動機)	高	B※ 78M	1次系ボンブ機能検査 その他原子炉冷却系ボンブ分解検査	(機動診断：1M) ※ボンブまたは電動機の分解点検に合 わせて実施
		3.簡易点検(潤滑油入替)	高	130M	その他原子炉冷却系ボンブ分解検査	その他の原子炉冷却系ボンブ分解検査は 20回施設定期検査より追加
				13M		
B余熱除去ポンプ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(ボンブ)	高	B※ 78M	1次系ボンブ機能検査	(機動診断：1M)	
		2.分解点検(電動機)		130M	その他原子炉冷却系ボンブ分解検査	※ボンブまたは電動機の分解点検に合 わせて実施
		3.簡易点検(潤滑油入替)		13M		その他の原子炉冷却系ボンブ分解検査は 20回施設定期検査より追加
A余熱除去装置	1.開放点検 2.非破壊試験	高	130M	1次系熱交換器検査		
B余熱除去装置	1.開放点検 2.非破壊試験	高	130M	1次系熱交換器検査		
		130M				

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	( ) 備考 設備診断技術
原子炉冷却系施設 〔余熱除去設備〕	低圧注入系主要弁 AV-RH-041A AV-RH-041B	1. 分解点検 1. 分解点検	高 高	130M 130M		
	4-PCV-601 4-PCV-611	1. 分解点検 1. 分解点検	高 高	130M 130M		
	AV-SI-193A AV-SI-193B	1. 分解点検 1. 分解点検	高 高	130M 130M		
	AV-SI-202A AV-SI-202B AV-SI-202C	1. 分解点検 1. 分解点検 1. 分解点検	高 高 高	130M 130M 130M	非常用原子炉冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査 非常用原子炉冷却系主要弁分解検査	30回施設定期検査より追加 その他原子炉注水系主要弁分解検査 20回施設定期検査より追加 その他原子炉注水系主要弁分解検査 20回施設定期検査より追加 その他原子炉注水系主要弁分解検査
	AV-SI-203A AV-SI-203B AV-SI-203C	1. 分解点検 1. 分解点検 1. 分解点検	高 高 高	130M 130M 130M	非常用原子炉冷却系主要弁分解検査 非常用原子炉冷却系主要弁分解検査 非常用原子炉冷却系主要弁分解検査	20回施設定期検査より追加 その他原子炉注水系主要弁分解検査 20回施設定期検査より追加 その他原子炉注水系主要弁分解検査 20回施設定期検査より追加 その他原子炉注水系主要弁分解検査
	AV-SI-208A AV-SI-208B AV-SI-209A AV-SI-209B	1. 分解点検 1. 分解点検 1. 分解点検 1. 分解点検	高 高 高 高	130M 130M 130M 130M	非常用原子炉冷却系主要弁分解検査 非常用原子炉冷却系主要弁分解検査 非常用原子炉冷却系主要弁分解検査 非常用原子炉冷却系主要弁分解検査	20回施設定期検査より追加 その他原子炉注水系主要弁分解検査 20回施設定期検査より追加 その他原子炉注水系主要弁分解検査 20回施設定期検査より追加 その他原子炉注水系主要弁分解検査
低圧注入系主要弁駆動部 原子炉冷却系施設「余熱除去設備」その他 の弁	1式	1. 分解点検 1. 機能・性能試験 2. 分解点検 3. 簡易点検(グランド バングキン取替)	高 B B 65M~130M 65M~130M	156M 1 次系弁検査 1 次系弁検査 1 次系弁検査		
原子炉冷却系施設「余熱除去設備」その他 の弁駆動部	1式					
原子炉冷却系施設「余熱除去設備」その他 の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験 2. 分解点検 3. 簡易点検(特性試験)	高 B 13M~156M 13M~124M	52M~130M 52M~130M 65M~130M		
原子炉冷却系施設「余熱除去設備」その他 の機器	1式	1. 分解点検	高	65M~260M	保全の有効性評価結果No.1の反映	
その他ANM(代替再循環)機器	1式	1. 分解点検	高	130M~182M	1 次系弁検査	



機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度 又は頻度	保全方式 又は頻度	検査名		備考 ( ) 内は適用する 設備診断技術)
					その他原子炉水系主要部品検査	その他原子炉水系主要部品検査	
原子炉冷却系施設「非常用原子炉冷却装置」 〔非常用原子炉冷却装置〕	蓄圧注入系 蓄圧注入系主要部品	1.機能・性能試験(弁、 駆動部品含む) 1.分解点検	高 高	1F 130M	非常用原子炉冷却系機能検査 その他の原子炉水系主要部品検査	その他原子炉水系主要部品検査より追加 設定期検査より追加	その他原子炉水系主要部品検査は20回施
	AV-SI-132A AV-SI-132B AV-SI-132C	1.分解点検	高 高 高	130M 130M 130M	非常用原子炉冷却系主要部品検査 その他の原子炉水系主要部品検査	その他原子炉水系主要部品検査より追加 設定期検査より追加	その他原子炉水系主要部品検査は20回施
	AV-SI-133A AV-SI-133B AV-SI-133C	1.分解点検	高 高 高	130M 130M 130M	非常用原子炉冷却系主要部品検査 その他の原子炉水系主要部品検査	その他原子炉水系主要部品検査より追加 設定期検査より追加	その他原子炉水系主要部品検査は20回施
	AV-SI-136A AV-SI-136B AV-SI-136C	1.分解点検	高 高 高	130M 130M 130M	非常用原子炉冷却系主要部品検査 その他の原子炉水系主要部品検査	その他原子炉水系主要部品検査より追加 設定期検査より追加	その他原子炉水系主要部品検査は20回施
	1EC	1.分解点検	高	130M	非常用原子炉冷却系主要部品検査 その他の原子炉水系主要部品検査	その他原子炉水系主要部品検査より追加 設定期検査より追加	その他原子炉水系主要部品検査は20回施
	A蓄圧タンク B蓄圧タンク C蓄圧タンク	1.開放点検 1.開放点検 1.開放点検 1.開放点検 1.開放点検 1.開放点検 1.外観点検	高 高 高 高 高 高 高	130M 130M 130M 130M 130M 130M 10Y	原子炉格納容器再循環サンプル機能検査 原子炉水系主要部品検査	その他原子炉水系主要部品検査より追加 設定期検査より追加	その他原子炉水系主要部品検査は20回施
	燃料取替用タンク 燃料取替用タンク 格納容器再循環サンプル 格納容器再循環サンプルクリーナー	1.燃料・性能試験 1.燃料・性能試験 2.分解点検(電動機) 3.簡易点検(潤滑用入替 仙)	高 高 1F 130M	1F 1F 78M 13M	原子炉格納容器再循環サンプル機能検査 原子炉水系主要部品検査	その他原子炉水系主要部品検査より追加 設定期検査より追加	その他原子炉水系主要部品検査は20回施
	直浸式蓄積圧注水系 直浸式蓄積圧注水系主要部品	1.機能・性能試験(ポン プ、電動機含む) 2.分解点検(ポンプ) 2.分解点検(電動機) 3.簡易点検(潤滑用入替 仙)	高 高 B 130M	1F 130M B 78M	原子炉格納容器安全系機能検査 原子炉水系機能検査	その他原子炉水系主要部品検査より追加 設定期検査より追加	その他原子炉水系主要部品検査は20回施
	原子炉冷却系施設「非常用原子炉冷却装置」1式 その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンプ) 2.分解点検(電動機) 3.簡易点検(潤滑用入替 仙)	高 高 高 13M	B 130M B 78M	原子炉格納容器安全系機能検査 原子炉水系機能検査	その他原子炉水系主要部品検査より追加 設定期検査より追加	その他原子炉水系主要部品検査は20回施
	原子炉冷却系施設「非常用原子炉冷却装置」1式 その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検	高 高	1次系 52M～260M	原子炉格納容器安全系ポンプ機能検査 その他の原子炉水系ポンプ機能検査	その他原子炉水系ポンプ機能検査より追加 設定期検査より追加	その他原子炉水系ポンプ機能検査は20回施
	原子炉冷却系施設「非常用原子炉冷却装置」1式 その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検(潤滑油入替 仙)	高 高 高	1次系 52M～182M 1次系 13M～65M	原子炉格納容器安全系機能検査 原子炉水系機能検査	その他原子炉水系ポンプ機能検査より追加 設定期検査より追加	その他原子炉水系ポンプ機能検査は20回施
	原子炉冷却系施設「非常用原子炉冷却装置」1式 その他の機器	1.分解点検	低	26M～130M	保全の有効性評価結果No.1の反映	一部BMあり	一部先行実施

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	検査名	備考 (○は適用する 設備診断技術)
原子炉冷却系施設設備 〔化学体積制御設備〕	化学体積制御系 A丸でん／高圧注入ポンプ・電動機	1.機能・性能試験 1.分解点検(ポンプ) 1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(潤滑油入替他)	高 高 117M 104M 26M	化学体積制御系橿監査 非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	施設検定記録後 (振動診断:3M) その他原子炉注水系ポンプ分解検査は 20回施設定期検査により追加 保全の有効性評価結果No.4の反映
B丸でん／高圧注入ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ) 1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(潤滑油入替他)	高 高 117M 104M 26M	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	(振動診断:3M) その他原子炉注水系ポンプ分解検査は 20回施設定期検査により追加 保全の有効性評価結果No.4の反映	
C丸でん／高圧注入ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ) 1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(潤滑油入替他)	高 高 117M 104M 26M	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	(振動診断:3M) その他原子炉注水系ポンプ分解検査は 20回施設定期検査により追加 保全の有効性評価結果No.4の反映	
体積制御タンク	1.開放点検 1.開放点検 1.開放点検 1.開放点検(管則)	高 高 高 高	130M 130M 130M 130M		先行実施 先行実施
合葉材フリルタ入ロフィルタ	1.非破壊試験	高	130M		
B合葉材脱脂塔入ロフィルタ	1.開放点検 1.開放点検 1.開放点検 1.開放点検(管則)	高 高 高 高	130M 130M 130M 130M		先行実施 先行実施
非再生冷却器	1.開放点検 2.非破壊試験(管則)	高 高	130M 195M	1次系熱交換器検査	
その他原子炉注水系主要弁	4V-CS-218 4V-CS-219 4V-CS-233 4V-CS-234	1.分解点検 1.分解点検 1.分解点検 1.分解点検 1.機能・性能試験	高 高 高 高 高	その他原子炉注水系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査 1次系弁検査	20回施設定期検査により追加 20回施設定期検査により追加 20回施設定期検査により追加 20回施設定期検査により追加 20回施設定期検査により追加
原子炉冷却系施設「化学体積制御設備」その他の弁	1式	2.分解点検 1.機能・性能試験	高・低 B	130M 1次系弁検査 1次系弁検査 1次系弁検査	一部先行実施 保全の有効性評価結果No.2,3の反映
原子炉冷却系施設「化学体積制御設備」その他の弁	1式	1.分解点検 2.分解点検 3.簡易点検(特性試験)	高 13M~156M 高・低 13M~65M	1次系弁検査 1次系弁検査 1次系弁検査	一部先行実施 保全の有効性評価結果No.1の反映
原子炉冷却系施設「化学体積制御設備」その他の後器	1式	1.分解点検 1.分解点検	低 26M~130M	1次系弁検査 1次系弁検査	一部BMあり 一部先行実施

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度 又は頻度	保全方式 又は頻度	検査名	備考 (○は適用する 設備診断技術)
原子炉冷却系給水ポンプ・電動機	補助給水系	1. 機能・性能試験(ポンプ) 2. 分解点検(ポンプ)	高	1F 130M 104M 13M	補助給水系機能検査 補助給水系ポンプ分解検査	(機動診断: 1M)
A電動補助給水ポンプ・電動機		1. 分解点検(電動機) 2. 簡易点検(潤滑油入替)	高	130M		
B電動補助給水ポンプ・電動機		1. 分解点検(ポンプ) 2. 簡易点検(潤滑油入替)	高	130M 104M 13M	補助給水系ポンプ分解検査	(機動診断: 1M)
タービン動輪補助給水泵ポンプ		1. 機能・性能試験 2. 分解点検(潤滑油入替)	高	B 52M 13M	2次系ポンプ機能検査 補助給水系ポンプ分解検査	駆動部のタービン含む
原子炉冷却系給水ポンプ・電動機	【原子タービンの附属設】 【その他の弁】	1. 機能・性能試験 2. 分解点検 3. 簡易点検(グランドスイッチ)	高	B 52M~130M 52M	2次系弁検査 2次系弁検査	保全の有効性評価結果No. 5の反映
原子炉冷却系給水ポンプ・電動機	【原子タービンの附属設】 【その他の弁】	1. 機能・性能試験 2. 分解点検 3. 簡易点検	高	B 156M	13M~26M	
原子炉冷却系給水ポンプ・電動機	【原子タービンの附属設】 【その他の弁】	1. 分解点検 2. 簡易点検	高	B 13M~130M	13M~160M	一部20回施設定期点検に覆置
原子炉冷却系給水ポンプ・電動機	原子炉冷却系給水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験(弁、 駆動部含む) 2. 分解点検(ポンプ) 3. 簡易点検(潤滑油入替)	高	B※ 130M 104M 26M	原子炉冷却系給水ポンプ機能検査 1次系ポンプ機能検査	(機動診断: 3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合 わせて実施 保全の有効性評価結果No. 6の反映
C原子炉補機冷却水ポンプ・電動機		1. 機能・性能試験 2. 分解点検(ポンプ) 3. 簡易点検(潤滑油入替)	高	B※ 130M 104M 26M	1次系ポンプ機能検査	(機動診断: 12M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合 わせて実施 保全の有効性評価結果No. 6の反映
D原子炉補機冷却水ポンプ・電動機		1. 機能・性能試験 2. 分解点検(ポンプ) 3. 簡易点検(潤滑油入替)	高	B※ 130M 104M 26M	1次系ポンプ機能検査	(機動診断: 3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合 わせて実施 保全の有効性評価結果No. 6の反映
E原子炉補機冷却水ポンプ・電動機		1. 機能・性能試験 2. 分解点検(ポンプ) 3. 簡易点検(潤滑油入替)	高	B※ 130M 104M 26M	1次系ポンプ機能検査	(機動診断: 3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合 わせて実施 保全の有効性評価結果No. 6の反映

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	検査名	備考 (○は適用する 設備診断技術)
原子炉冷却系施設 〔原子炉補機冷却水設備〕	A 原子炉補機冷却水冷却器	1.開放点検	高	13M 1次系熱交換器検査	
		2.非破壊試験	1F		
		3.漏えい試験	※X	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事	※・1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
		4.機能・性能試験	※X	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事	※・1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
		5.開放点検	※X	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事	※・1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
B 原子炉補機冷却水冷却器	1.開放点検	高	13M 1次系熱交換器検査		
		2.非破壊試験	1F		
		3.漏えい試験	※X	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事	※・1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
		4.機能・性能試験	※X	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事	※・1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
		5.開放点検	※X	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事	※・1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
C 原子炉補機冷却水冷却器	1.開放点検	高	13M 1次系熱交換器検査		
		2.非破壊試験	1F		
		3.漏えい試験	※X	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事	※・1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
		4.機能・性能試験	※X	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事	※・1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
		5.開放点検	※X	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事	※・1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
D 原子炉補機冷却水冷却器	1.開放点検	高	13M 1次系熱交換器検査		
		2.非破壊試験	1F		
		3.漏えい試験	※X	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事	※・1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
		4.機能・性能試験	※X	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事	※・1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
		5.開放点検	※X	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事	※・1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
原子炉補機冷却水サーベルタンク 可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	1.開放点検	高	13M 1次系熱交換器伝熱管能率検査		
		2.台	1F	可搬型原子炉補機冷却水循環能率検査	20回施設定期検査上り追加
		1.機能・性能試験	高		20回施設定期検査上り追加
		3.漏えい試験	高・低	B	
		4.機能・性能試験	※X	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事	※・1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
原子炉冷却系施設「原子炉補機冷却水設備」 〔原子炉冷却系施設「原子炉補機冷却水設備」その他の部編〕	1.開放点検	高	13M 1次系熱交換器伝熱管能率検査		
		2.分解点検	13M 1次系熱交換器伝熱管能率検査		
		1.機能・性能試験	高		
		2.漏えい試験	高		
		3.漏えい試験(半定量試験)	高		
原子炉冷却系施設「原子炉補機冷却水設備」 〔原子炉冷却系施設「原子炉補機冷却水設備」その他の部編〕	1.開放点検	高	13M 1次系熱交換器伝熱管能率検査		
		2.分解点検	13M 1次系熱交換器伝熱管能率検査		
		1.機能・性能試験	高		
		2.漏えい試験	高		
		3.漏えい試験(半定量試験)	高		
原子炉冷却系施設「原子炉補機冷却水設備」 〔原子炉冷却系施設「原子炉補機冷却水設備」その他の部編〕	1.開放点検	高	13M 1次系熱交換器伝熱管能率検査		
		2.分解点検	13M 1次系熱交換器伝熱管能率検査		
		1.機能・性能試験	高		
		2.漏えい試験	高		
		3.漏えい試験(半定量試験)	高		
原子炉冷却系施設「原子炉補機冷却水設備」 〔原子炉冷却系施設「原子炉補機冷却水設備」その他の部編〕	1.開放点検	高	13M 1次系熱交換器伝熱管能率検査		
		2.分解点検	13M 1次系熱交換器伝熱管能率検査		
		1.機能・性能試験	高		
		2.漏えい試験	高		
		3.漏えい試験(半定量試験)	高		
A 海水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B※	2次系ポンプ機能検査	先行実施
		2.分解点検(ポンプ)	52M	2次系ポンプ分解検査	(撮影診断：3 M (対象：電動機) )
		3.簡易点検(導滑油入替)	104M		※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		1.機能・性能試験	高	B※	2次系ポンプ機能検査
		2.分解点検(ポンプ)	52M	2次系ポンプ分解検査	(撮影診断：3 M (対象：電動機) )
B 海水ポンプ・電動機	3.簡易点検(導滑油入替)	高	104M		※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		1.機能・性能試験	高	B※	2次系ポンプ機能検査
		2.分解点検(ポンプ)	52M	2次系ポンプ分解検査	(撮影診断：3 M (対象：電動機) )
		3.簡易点検(導滑油入替)	104M		※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		1.機能・性能試験	高	B※	2次系ポンプ機能検査
C 海水ポンプ・電動機	2.分解点検(ポンプ)	高	39M	2次系ポンプ分解検査	先行実施
		2.分解点検(ポンプ)	104M		(撮影診断：3 M (対象：電動機) )
		3.簡易点検(導滑油入替)	26M		※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		1.機能・性能試験	高	B※	2次系ポンプ機能検査
		2.分解点検(ポンプ)	104M		(撮影診断：3 M (対象：電動機) )
原子炉冷却系施設「原子炉補機冷却水設備」 〔原子炉冷却系施設「原子炉補機冷却水設備」その他の部編〕	3.簡易点検(導滑油入替)	26M			※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		1.機能・性能試験	高	B※	2次系ポンプ機能検査
		2.分解点検(ポンプ)	39M		(撮影診断：3 M (対象：電動機) )
		3.簡易点検(導滑油入替)	104M		※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		1.機能・性能試験	高	B※	2次系ポンプ機能検査

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は船度	検査名	備考(備考:適用する設備診断技術)	
原子炉冷却系施設 「原子炉制御機合流海水設備」	原子炉冷却系施設 原子炉制御機合流海水設備 1式 備】その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検	高	B 117M	2次系弁検査		
原子炉冷却系施設 「原子炉制御機合流海水設備 1式 備】その他の弁駆動部	原子炉冷却系施設 原子炉制御機合流海水設備 1式 備】その他の弁駆動部	1.機能・性能試験 2.分解点検	高	B 117M			
原子炉冷却系施設 「原子炉制御機合流海水設備 1式 備】その他の機器	原子炉冷却系施設 原子炉制御機合流海水設備 1式 備】その他の機器	1.分解点検 1.分解点検	高	13M~19.5M			
原子炉冷却系施設 「原子炉格納容器内の一次冷却材の蓄えいを監視する装置」	格納容器サンプル、格納容器内水位測定装置 1式 置に係る設備	1.機能・性能試験 2.特性試験	高	1F 13M	格納容器サンプル水位上昇率測定装置及び 格納容器内水位測定装置及び 格納容器内水位測定装置及び 格納容器内水位測定装置及び 格納容器内水位測定装置及び	一部BMより	
計測制御系施設 「制御材」	黒灯消制御体クラスター 黒灯消バッファブルボイシン 黒灯消ブリギンチャーバイス	※ 1式 ※ 1式 ※ 1式	高	1F 1F 1F	制御体クラスター検査 制御体クラスター検査 制御体クラスター検査	※：炉心設計による ※：炉心設計による ※：炉心設計による	
計測制御系施設 「制御体駆動装置」	黒灯消2次中子源 制御体クラスター	※ 1式 計 48本	1.機能・性能試験 1.機能・性能試験	高	1F 1F	制御体クラスター検査 制御体クラスター動作検査	※：炉心設計による
A 制御体駆動装置MGセット(送電機・電動機)		1.機能・性能試験 2.分解点検(送電機) 2.分解点検(電動機) 3.簡易点検(潤滑油入替)	高	B※ 78M CBJ 13M	(振動診断: 3M) ※送電機または電動機の分解点検に合 わせて実施		
B 制御体駆動装置MGセット(送電機・電動機)		1.機能・性能試験 2.分解点検(電動機) 3.簡易点検(潤滑油入替)	高	B※ 78M CBJ 13M	(振動診断: 3M) ※送電機または電動機の分解点検に合 わせて実施		
計測制御系施設 「工事の安全施設等の行動信号」	A TWS緩和装置	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高	13M	重大事故時安全停止回路機能検査	20回施設定期検査により追加
計測制御系施設 「ほう酸注入機能を有する設備」	A ほう酸ポンプ・電動機		1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンプ) 3.簡易点検(潤滑油入替)	高	B※ 78M 78M 78M	ほう酸ポンプ機能検査 ほう酸ポンプ分解検査 ほう酸ポンプ分解検査	(振動診断: 1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合 わせて実施
C ほう酸ポンプ・電動機		1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンプ) 3.簡易点検(潤滑油入替)	高	B※ 78M 78M 13M	ほう酸ポンプ機能検査 ほう酸ポンプ分解検査 ほう酸ポンプ分解検査	(振動診断: 1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合 わせて実施	
A 1次系補給水泵ポンプ・電動機		1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンプ) 2.分解点検(電動機) 3.簡易点検(潤滑油入替)	低	B※ CBJ 78M 26M	1.次系ポンプ機能検査 1.次系ポンプ機能検査 1.次系ポンプ機能検査	(振動診断: 6M (対象: ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合 わせて実施	
B 1次系補給水泵ポンプ・電動機		1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンプ) 2.分解点検(電動機) 3.簡易点検(潤滑油入替)	低	B※ CBJ 78M 26M	1.次系ポンプ機能検査 1.次系ポンプ機能検査 1.次系ポンプ機能検査	(振動診断: 6M (対象: ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合 わせて実施	
A ほう酸タンク		1.開放点検 2.分解点検(ポンプ) 2.分解点検(電動機) 3.簡易点検(潤滑油入替)	高	195M			
B ほう酸タンク		1.開放点検 1.分解点検 1.分解点検 1.分解点検	高	195M 13M 13M 13M	1次系真空吸排氣弁検査 1次系真空吸排氣弁検査 1次系真空吸排氣弁検査 1次系真空吸排氣弁検査		
A ほう酸タンクアトモスферムリリーフ弁							
A ほう酸タンクアトモスферムリリーフ弁							
B ほう酸タンクアトモスферムリリーフ弁							
B ほう酸タンクアトモスферムリリーフ弁							

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目		保全の重要度 又は頻度	検査名	備考 ( ) 内は適用する 設備診断技術)
		1.開放点検	1.次系純水タップ・アドミス弁			
計測制御系統施設 「ほう酸注入機能を有する設備」	1次系純水タップバキュームリーフ弁	1.開放点検	高	195M	1次系真空破壊弁検査	
計測制御系統施設 「ほう酸バイルダ	1.開放点検	高	130M	1次系真空破壊弁検査		
計測制御系統施設「ほう酸注入機能を有する」式 設備」その他のみ	1.開放点検 1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低 B	130M 10M~130M 1次系安全弁検査 1次系逆止弁検査 1次系弁検査	一部先行実施	1次系弁検査	
計測制御系統施設「ほう酸注入機能を有する」式 設備」その他の中駆動部	1.開放点検 2.分解点検	高	156M 10M~221M	1次系弁検査	1次系逆止弁検査 1次系弁検査	
計測制御系統施設「ほう酸注入機能を有する」式 設備」その他の中駆動部	1.開放点検 1.機能・性能試験 2.分解点検	高	195M	1次系安全弁検査 1次系逆止弁検査 1次系弁検査	一部先行実施 一部先行実施	一部先行実施
計測制御系統施設「ほう酸再生装置	1.開放点検(管則) 2.非破壊試験	高	130M 130M	1次系熱交換器検査 1次系熱交換器検査	先行実施 先行実施	先行実施
計測制御系統施設「ほう酸再生装置」その他 の弁	1.開放点検(管則) 2.非破壊試験	高	195M	1次系熱交換器検査	先行実施	
計測制御系統施設「ほう素再生装置」その他 の弁	1.開放点検(管則) 1.開放点検(管則) 2.非破壊試験	高	130M 130M 130M	1次系熱交換器検査 1次系熱交換器検査 1次系熱交換器検査	先行実施 先行実施 先行実施	
計測制御系統施設「ほう素再生装置」その他 の弁	1.開放点検 2.分解点検	高・低 B	10M~130M 1次系逆止弁検査	1次系安全弁検査 1次系逆止弁検査	一部先行実施 一部先行実施	一部先行実施
格納容器外制御用空気圧縮機・電動機 機器	1.分解点検 2.簡易点検 3.簡易点検(会社) 4.簡易点検(電動機)	高 低 高 低	10M~130M 156M 1F CIM	制御用空気圧縮系機能検査 制御用空気圧縮系機能検査	一部先行実施 一部先行実施	
格納容器外制御用空気圧縮機・電動機 機器	1.分解点検 2.簡易点検 3.簡易点検(電動機) 4.簡易点検(電動機)	高 低 高 低	26M 26M 26M 26M	制御用空気圧縮系機能検査	（振動診断：3M（対象：電動機））	
格納容器外制御用空気圧縮機・電動機 機器	1.分解点検 2.簡易点検 3.簡易点検(電動機) 4.簡易点検(電動機)	高 低 高 低	26M 26M 26M 26M	制御用空気圧縮系機能検査	（振動診断：3M（対象：電動機））	
格納容器内制御用空気圧縮機・電動機 機器	1.分解点検 2.簡易点検 3.簡易点検(電動機) 4.簡易点検(電動機)	高 低 高 低	26M 26M 26M 26M	制御用空気圧縮系機能検査	（振動診断：3M（対象：電動機））	
格納容器内制御用空気圧縮機・電動機 機器	1.分解点検 2.簡易点検 3.簡易点検(電動機) 4.簡易点検(電動機)	高 低 高 低	26M 26M 26M 26M	制御用空気圧縮系機能検査	（振動診断：3M（対象：電動機））	
計測制御系統施設「制御用空気圧縮機」その他 の弁	1.分解点検 1.機能・性能試験 2.簡易点検 3.簡易点検(電動機)	高 B 高 低	1F 13M 78M 26M	制御用空気圧縮系機能検査	（振動診断：3M（対象：電動機））	
計測制御系統施設「制御用空気圧縮機」その他 の弁 驱动部	1.分解点検 1.機能・性能試験 2.簡易点検 3.簡易点検(電動機)	高 B 高 低	1F 13M 78M 26M	制御用空気圧縮系機能検査	（振動診断：3M（対象：電動機））	
計測制御系統施設「制御用空気圧縮機」その他 の弁 驱动部	1.分解点検 1.機能・性能試験 2.簡易点検 3.簡易点検(電動機)	高 B 高 低	1F 13M 78M 26M	制御用空気圧縮系機能検査	（振動診断：3M（対象：電動機））	
計測制御系統施設「制御用空気圧縮機」その他 の弁 驱动部	1.分解点検 1.機能・性能試験 2.簡易点検 3.簡易点検(電動機)	高 B 高 低	1F 13M 78M 26M	制御用空気圧縮系機能検査	（振動診断：3M（対象：電動機））	

機器又は系統名 計測制御系統施設 「その他」の他設備	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度 又は頻度	検査名	備考 ( ) 内は適用する 設備診断技術)
1.原子炉保護系シック回路 2.安全防護系シック回路	34回路 26回路	1.機能・性能試験 1.特性試験	高 高・低	1F 1.3M 安全保護系設定値確認検査	
1.原子炉施設保安規定に定める原原子炉トリップ、工字形安全施設の動作、原原子炉格納容器及び保護遮蔽器等を行なうための伝送器、設定器	78個 14個 4個				
(1) 1次冷却材等計測装置 設定器 伝送器 保護遮蔽器 (2)後計測装置	4個 20個 20個				
2.重要な指示計器 設定器 (1) 1次冷却材等計測装置 (2)後計測装置	31個 8個	1.特性試験 高	1.3M 1.3M 1.3M	1.プラント状態監視設備機能検査 —部2回施設定期検査に設置	
事故時監視計器 圧力監視計器 水位監視計器 流量監視計器 温度監視計器	4個 20個 15個 8個				
事故時試験採取設備 計測制御系統施設 破壊板	1台	1.機能・性能試験 1.分解点検 1.特性試験	高 高 高・低	1F 1.3M 1.3M 1.3M	1.プラント状態監視設備機能検査 1.次系破壊検査 —部定期検査
1.制御機制制御系 2.制御器水位制御系 3.加圧器圧力制御系 4.蒸気発生器水位制御装置 炉外核試験装置 中性子源制御計測装置 中間制御計測装置 出力演算計測装置	1式 1式 1式 1式 2台 2台 8台	1.機能・性能試験 1.特性試験 1.機能・性能試験 1.機能・性能試験 1.分解点検 1.特性試験	高 高 高 高 1.3M 1.3M	1F 1.3M 1.3M 1.3M 1.3M 1.3M 1.3M	1.計測制御系監視機能検査 1.計測装置検査 —部定期検査 —部定期検査
炉内核計測装置	13台	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検（耐性試験）	高・低 高 高	1.3M 1.3M 1.3M	1.炉内計測装置機能検査 —部定期検査
炉内計測用シングルチューブ 制御機械化器指示装置	50本 1式	1.引抜試験 1.特性試験	高 高	520 1.3M	1.炉内計測用シングルチューブ体積検査 —部定期検査
1.ベーミングブロシック回路 2.ベーミングブロシック回路	5回路 5回路	1.機能・性能試験 1.機能・性能試験	高 高	1F 1F	1.安全保護系機能検査 —部定期検査
総合インターロック 1.タービントリップによる原子炉、発電機ト リップ回路 2.発電機トリップによる原子炉、タービント リップ回路 3.原子炉トリップによるタービン、発電機ト リップ回路	1式	1.機能・性能試験 1.機能・性能試験 1.機能・性能試験 1.分解点検	高 高 高 高	1F 1F 1F 1.3M	1.総合インターロック検査 —部定期検査
原子炉の停止制御回路 可搬型格納容器試料圧縮装置	1式 2台	1.機能・性能試験 1.機能・性能試験 1.機能・性能試験 2.分解点検	高 高 高 B	1F 1F 1.3M 780~260M 1.3M~1.56M 65M~208M 1.3M~260M	1.原子炉の停止制御回路健全性確認検査 可搬型格納容器等に対する設備機能検査 2回施設定期検査に設置 2回施設定期検査に設置
計測制御系統施設「その他設備」その他の計 測制御系統施設「その他設備」	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検（耐性試験）	高 高 高	1.3M 1.3M 1.3M	1.次系安全弁検査 —部定期検査
計測制御系統施設「その他設備」その他の計 測制御系統施設「その他設備」	1式	1.分解点検他	高	1.3M~1.3M	1.次系安全弁検査 —部定期検査
		1.分解点検他	低	120~130M	1.次系安全弁検査 —部定期検査

機器又は系統名 「液体・液体又は固体廃棄物処理装置」	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度 又は頻度	検査名	備考	
					( ) 内に適用する 設備診断技術	
A補助処理装置 「酸性・液体制油装置」	ほうこう酸性廃棄物処理装置 ほうこう酸性廃棄物処理装置(弁、機器)	1式	1.機能・性能試験 2.簡易点検(カスクエット ベンキノン取替)	低 130M	液体廃棄物処理系設備検査 CLM	先行実施
B補助処理装置 「酸性・液体制油装置」	ほうこう酸性廃棄物処理装置 ほうこう酸性廃棄物処理装置(弁、機器)	1式	1.機能・性能試験 2.簡易点検(ポンプ) 2.分解点検(電動機) 3.簡易点検(潤滑油入 替)	低 117M 33M	液体廃棄物処理系設備検査 CLM	先行実施 (搬動診断：4W(対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合 わせて実施 保全の有効性評価結果No.7の反映
A補助処理装置 「酸性・液体制油装置」	ほうこう酸性廃棄物処理装置 ほうこう酸性廃棄物処理装置(弁、機器)	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンプ) 2.分解点検(電動機) 3.簡易点検(潤滑油入 替)	低 117M 33M	液体廃棄物処理系設備検査 CLM	先行実施 (搬動診断：4W(対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合 わせて実施 保全の有効性評価結果No.7の反映
Aほうこう酸性収集装置水ポンプ・電動機	ほうこう酸性収集装置水ポンプ・電動機	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンプ) 2.分解点検(電動機) 3.簡易点検(潤滑油入 替)	低 130M 39M	液体廃棄物処理系設備検査 CLM	先行実施 (搬動診断：4W(対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合 わせて実施 保全の有効性評価結果No.7の反映
Bほうこう酸性収集装置水ポンプ・電動機	ほうこう酸性収集装置水ポンプ・電動機	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンプ) 2.分解点検(電動機) 3.簡易点検(潤滑油入 替)	低 130M 39M	液体廃棄物処理系設備検査 CLM	先行実施 (搬動診断：4W(対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合 わせて実施 保全の有効性評価結果No.7の反映
A補助処理装置 「油サンプルポンプ・電動機	油サンプルポンプ・電動機	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンプ)	低 260M	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合 わせて実施
B補助処理装置 「油サンプルポンプ・電動機	油サンプルポンプ・電動機	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンプ)	低 260M	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合 わせて実施
A補助処理装置 「油サンプルポンプ・電動機	油サンプルポンプ・電動機	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンプ)	低 260M	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合 わせて実施
B補助処理装置 「油サンプルポンプ・電動機	油サンプルポンプ・電動機	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンプ)	低 260M	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合 わせて実施
A格納容器 「油サンプルポンプ・電動機	油サンプルポンプ・電動機	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンプ) 2.分解点検(電動機) 3.簡易点検(潤滑油入 替)	低 26M 78M	液体廃棄物処理系設備検査 CLM	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合 わせて実施
B格納容器 「油サンプルポンプ・電動機	油サンプルポンプ・電動機	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンプ) 2.分解点検(電動機)	低 13M 26M	液体廃棄物処理系設備検査 CLM	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合 わせて実施
A格納容器 「油サンプルポンプ・電動機	油サンプルポンプ・電動機	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンプ) 2.分解点検(電動機)	低 26M 78M	液体廃棄物処理系設備検査 CLM	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合 わせて実施
B格納容器 「油サンプルポンプ・電動機	油サンプルポンプ・電動機	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンプ)	低 52M	液体廃棄物処理系設備検査 CLM	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合 わせて実施

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度 又は頻度	保全方式 又は頻度	検査名	備考 (○は適用する 設備診断技術)
放射性廃棄物の処理施設 〔気体、液体又は固体廃棄物処理 設備〕	A 廃液給水ボンブ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(電動機) 3.簡易点検(潤滑油入 替)	低	B※ CBM 117M 26M	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 (機動診断：4W(対象：ポンプ) ) ※ボンブまたは電動機の分解点検に合 わせて実施
B 廃液給水ボンブ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンブ) 3.簡易点検(潤滑油入 替)	低	B※ CBM 117M 26M	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 (機動診断：4W(対象：ポンプ) ) ※ボンブまたは電動機の分解点検に合 わせて実施	
C 廃液給水ボンブ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンブ) 3.簡易点検(潤滑油入 替)	低	B※ CBM 117M 26M	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 (機動診断：4W(対象：ポンプ) ) ※ボンブまたは電動機の分解点検に合 わせて実施	
液体廃棄物貯蔵設備及び処理設備の漏えい防 止に係る警報機能	1.性能試験 2.機能・性能試験	低	13M 117M 26M	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備の警報機 能検査	先行実施 (機動診断：4W(対象：ポンプ) ) ※ボンブまたは電動機の分解点検に合 わせて実施	
使用清掃脂スレースボンブ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンブ) 3.簡易点検(潤滑油入 替)	低	B※ CBM 117M 39M	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 (機動診断：6W(対象：ポンプ) ) ※ボンブまたは電動機の分解点検に合 わせて実施 保全の有効性評価結果No.7の反映	
放射性廃棄物の液体処理設備「気体、液体又は固 体廃棄物処理設備」その他の介 体	1.機能・性能試験 2.分解点検(電動機) 3.簡易点検(潤滑油入 替)	低	B CBM 117M	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 (機動診断：6W(対象：ポンプ) ) ※ボンブまたは電動機の分解点検に合 わせて実施 保全の有効性評価結果No.7の反映	
放射性廃棄物の発熱施設「気体、液体又は固 体廃棄物処理設備」その他の機器	1.分解点検(ポンブ) 2.機能・性能試験	高 65M~260M	1次系安全評価 1次系逆止弁検査 1次系真空吸着評価	1次系安全評価 1次系逆止弁検査 1次系真空吸着評価	一部先行実施 保全の有効性評価結果No.1の反映	
放射性廃棄物の発熱施設「気体、液体又は固 体廃棄物処理設備及び処理設備の漏えい 防止に係るインターロック機能	1.機能・性能試験	低	13M~208M 1F		一部BMあり 一部先行実施	
放射性廃棄物の発熱施設 〔原子炉格納容器本体外の危険物 貯蔵設備又は危険物処理設備から の液体状の放射性廃棄物の漏えい の排出装置又は自動警報装置〕						

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度 又は軽度	検査名	備考 ( )内は適用する 設備診断技術)
放射線管理施設 〔放射線管理用計測装置〕	格納容器内高レジンユリアモニタ (4R-21)	1. 離性試験 1. 機能・性能試験	高 高	13M 1F	エリヤセニア機能検査
	格納容器内高レジンガスモニタ (4R-26)	2. 離性試験 2. 機能・性能試験	13M 13M	放射線監視装置機能検査 放射線監視装置機能検査	
	補助遮蔽屏掛気筒あるいはモニタ (4R-40)	1. 機能・性能試験	低 低	13M 1F	放射線監視装置機能検査 放射線監視装置機能検査
	格納容器ガスモニタ (4R-41)	1. 機能・性能試験 2. 離性試験 2. 機能・性能試験	13M 13M 1F	放射線監視装置機能検査 放射線監視装置機能検査 放射線監視装置機能検査	
	復水器空気抽出器ガスモニタ (4R-43)	1. 機能・性能試験 2. 離性試験 2. 機能・性能試験	高 低 低	13M 13M 13M	放射線監視装置機能検査 放射線監視装置機能検査 放射線監視装置機能検査
	安全補機室排気ガスモニタ (4R-46)	1. 機能・性能試験 2. 離性試験 2. 機能・性能試験	13M 13M 1F	13M 13M 13M	放射線監視装置機能検査 放射線監視装置機能検査 放射線監視装置機能検査
	一般補機室排気ガスモニタ (4R-48A)	1. 離性試験	低	13M	放射線監視装置機能検査
	一般補機室排気ガスモニタ (4R-48B)	1. 離性試験	低	13M	放射線監視装置機能検査
	更用溶解料ビット排気ガスモニタ (4R-49)	1. 離性試験	低	13M	放射線監視装置機能検査
	更用溶解料ビット排気ガスモニタ B (4R-50B)	1. 離性試験	低	13M	放射線監視装置機能検査
	蒸気発生器プロダクション水モニタ (4P-53)	1. 機能・性能試験 2. 離性試験 2. 機能・性能試験	高 低 低	1F 13M 13M	放射線監視装置機能検査 放射線監視装置機能検査 放射線監視装置機能検査
原子炉補機冷却海水モニタ (4R-56)	1. 機能・性能試験 2. 離性試験	低 低	1F 13M	放射線監視装置機能検査 放射線監視装置機能検査	
補助蒸気復水モニタ (4R-57)	1. 機能・性能試験 2. 離性試験	低 低	1F 13M	放射線監視装置機能検査 放射線監視装置機能検査	
ターイシンサンプル水モニタ (4R-58)	1. 機能・性能試験 2. 離性試験 2. 機能・性能試験	低 低 低	1F 13M 13M	放射線監視装置機能検査 放射線監視装置機能検査 放射線監視装置機能検査	
1 次系組合遮弱モニタ (4R-59)	1. 離性試験	高	13M	放射線監視装置機能検査	
A 高濃度型主蒸気管モニタ (4R-65)	1. 離性試験 2. 離性試験	高 高	13M 13M	放射線監視装置機能検査 放射線監視装置機能検査	
B 高濃度型主蒸気管モニタ (4R-66)	1. 離性試験 2. 離性試験	高 高	13M 13M	放射線監視装置機能検査 放射線監視装置機能検査	
C 高濃度型主蒸気管モニタ (4R-67)	1. 離性試験 2. 離性試験	高 高	13M 13M	放射線監視装置機能検査 放射線監視装置機能検査	
1 次冷却材連続モニタ (4R-70)	1. 離性試験 2. 離性試験	低 低	1F 13M	放射線監視装置機能検査 放射線監視装置機能検査	
2. ほう煙蒸留Kモニタ (4R-71)	1. 機能・性能試験 2. 離性試験 2. 離性試験	高 高 高	13M 13M 13M	放射線監視装置機能検査 放射線監視装置機能検査 放射線監視装置機能検査	
格納容器排氣筒レンジガスモニタ (低レンジ) (4R-80A)	1. 離性試験	高	13M	放射線監視装置機能検査	
格納容器排氣筒レンジガスモニタ (高レンジ) (4R-80B)	1. 離性試験	高	13M	放射線監視装置機能検査	
補助遮蔽屏掛気筒レンジガスモニタ (低レンジ) (4R-81A)	1. 離性試験	高	13M	放射線監視装置機能検査	
補助遮蔽屏掛気筒レンジガスモニタ (高レンジ) (4R-81B)	1. 離性試験	高	13M	放射線監視装置機能検査	
A 主蒸気管モニタ (4R-87)	1. 離性試験	高	13M	放射線監視装置機能検査	
B 主蒸気管モニタ (4R-88)	1. 離性試験 2. 離性試験	高 高	13M 13M	放射線監視装置機能検査 放射線監視装置機能検査	
C 主蒸気管モニタ (4R-89)	1. 離性試験	高	13M	放射線監視装置機能検査	
格納容器内エアロック区域エリヤモニタ (4R-92)	1. 離性試験	低	13M	放射線監視装置機能検査	
A 充てんポンブ密閉エリヤモニタ (4R-94)	1. 離性試験	低	13M	放射線監視装置機能検査	
B 充てんポンブ密閉エリヤモニタ (4R-94B)	1. 離性試験	低	13M	放射線監視装置機能検査	
C 充てんポンブ密閉エリヤモニタ (4R-94C)	1. 離性試験	低	13M	放射線監視装置機能検査	
更用溶解料ビット区域エリヤモニタ (4R-95)	1. 離性試験	低	13M	放射線監視装置機能検査	
4P内計装区段エリヤモニタ (4R-97)	1. 分解点検	高	13M	放射線監視装置機能検査	
格納容器内オペレーティングフロアヨリモニタ (4R-10)	1. 離性試験 1. 分解点検	低 低	13M 13M	放射線監視装置機能検査 放射線監視装置機能検査	
可燃式使用済燃料ピット区段周辺エリヤモニタ 2台	1. 離性試験	高	13M	放射線監視装置機能検査	
放射線管理施設〔放射線管理用計測装置〕そ 1式	1. 分解点検	高	13M	1次糸介検査	アラート発動中又は施設運営停止中の定期検査、設置
他の弁 放射線管理施設〔放射線管理用計測装置〕そ 1式	1. 分解点検 1. 分解点検他	高 低	13M 13M		一部BIMあり

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度 又は頻度	検査名	備考 ( ) 内は適用する 設備診断技術)
放熱装置管理施設 [換気設備]	A 格納容器排気フィルタユニット B 格納容器排気フィルタユニット	1. 機能・性能試験 2. 開放点検	低 1F 4F	1次系換気空調設備検査	先行実施
A 格納容器空気淨化フィルタユニット		1. 機能・性能試験 2. 開放点検	低 1F 4F	1次系換気空調設備検査	先行実施
B 格納容器空気淨化フィルタユニット		1. 機能・性能試験 2. 開放点検	低 1F 4F	1次系換気空調設備検査	
中央制御室非常用循環系 (A系列)		1. 機能・性能試験 2. 開放点検	高 1F	中央制御室非常用循環系機能検査	3号設備
中央制御室非常用循環系フィルタユニット (A系列)		1. よう素フィルタ性能検査 2. よう素検去効率検査	高 1F	中央制御室非常用循環系フィルタ性能 検査	3号設備
中央制御室非常用循環系フィルタユニット (B系列)		1. よう素フィルタ性能検査 2. よう素検去効率検査	高 1F	中央制御室非常用循環系フィルタ性能 検査	
中央制御室非常用循環系フィルタユニット (B系列)		1. よう素フィルタ性能検査 2. よう素検去効率検査	高 1F	中央制御室非常用循環系フィルタ性能 検査	
A補助加湿排気フィルタユニット B補助加湿排気フィルタユニット		1. 機能・性能試験 2. 開放点検	低 1F 4F	1次系換気空調設備検査	先行実施
燃料取扱室排気フィルタユニット		1. 機能・性能試験 2. 開放点検	低 1F 4F	1次系換気空調設備検査	先行実施
34A中央制御室空調ユニット		1. 開放点検	高 520	1次系換気空調設備検査	3号設備
34B中央制御室空調ユニット		1. 開放点検	高 520	1次系換気空調設備検査	3号設備
34C中央制御室空調ユニット		1. 開放点検	高 520	1次系換気空調設備検査	先行実施
34D中央制御室空調ユニット		1. 開放点検	高 520	1次系換気空調設備検査	先行実施
A格納容器給気ユニット		1. 開放点検	低 520	1次系換気空調設備検査	先行実施
A格納容器給気ユニット		1. 開放点検	低 520	1次系換気空調設備検査	先行実施
A補助排風機ユニット		1. 開放点検	低 520	1次系換気空調設備検査	先行実施
B補助排風機ユニット		1. 開放点検	低 520	1次系換気空調設備検査	先行実施
A格納容器給気ファン・電動機		1. 機能・性能試験 2. 分解点検 (ファン)	低 260M	1次系換気空調設備検査	先行実施 (機動診断 : 2M (対象 : 電動機))
B格納容器給気ファン・電動機		1. 機能・性能試験 2. 分解点検 (ファン)	低 260M	1次系換気空調設備検査	先行実施 (機動診断 : 2M (対象 : 電動機))
A格納容器排気ファン・電動機		1. 機能・性能試験 2. 分解点検 (ファン)	低 260M	1次系換気空調設備検査	先行実施 (機動診断 : 2M)
B格納容器排気ファン・電動機		1. 機能・性能試験 2. 分解点検 (ファン)	低 260M	1次系換気空調設備検査	先行実施 (機動診断 : 2M)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度 又は頻度	検査名	備考 ( ) 内は適用する 設備診断技術)
放熱盤管理施設 [換気装置]	A 格納容器再循環ファン・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(アノン)	高	1F 1 次系換気空調設備検査 260M	
	B 格納容器再循環ファン・電動機	2. 分解点検(電動機) 3. 簡易点検(潤滑油入替)	高	10M 26M	
	C 格納容器再循環ファン・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(アノン) 3. 簡易点検(潤滑油入替)	高	1F 1 次系換気空調設備検査 260M	
D 格納容器再循環ファン・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(電動機) 3. 簡易点検(潤滑油入替)	高	10M 26M	1F 1 次系換気空調設備検査 260M	
A 格納容器乾燥化ファン・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(アノン)	低	1F 1 次系換気空調設備検査 260M	1F 1 次系換気空調設備検査 9M	
B 格納容器乾燥化ファン・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(アノン)	低	1F 240M	1F 1 次系換気空調設備検査 240M	
34A中央制御室空調ファン・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(アノン)	高	9.1M 260M	1F 1 次系換気空調設備検査 260M	[機器診断：4M] 3号設備
34B中央制御室空調ファン・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(アノン)	高	7.8M 260M	1F 1 次系換気空調設備検査 260M	[機器診断：4M] 3号設備
34C中央制御室空調ファン・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(アノン)	高	7.8M 260M	1F 1 次系換気空調設備検査 260M	[機器診断：4M] 3号設備
34D中央制御室空調ファン・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(アノン)	高	7.8M 260M	1F 1 次系換気空調設備検査 260M	[機器診断：4M] 3号設備
34A中央制御室循環ファン・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(アノン)	高	7.8M 260M	1F 1 次系換気空調設備検査 260M	[機器診断：4M] 3号設備
34B中央制御室循環ファン・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(アノン)	高	7.8M 260M	1F 1 次系換気空調設備検査 260M	[機器診断：4M] 3号設備
34C中央制御室循環ファン・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(アノン)	高	7.8M 260M	1F 1 次系換気空調設備検査 260M	[機器診断：4M] 3号設備
34D中央制御室循環ファン・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(アノン)	高	7.8M 260M	1F 1 次系換気空調設備検査 260M	[機器診断：4M] 3号設備

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度 又は頻度	検査名	備考	
					( ) 内は適用する 設備診断技術	( ) 内は適用する 設備診断技術
放射線管理施設 「換気設備」	34A中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(アーチ)	高	1F 1次系換気空調設備検査 260M 117M	(機動診断 : 1M) 3号設備	
	34B中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(アーチ)	高	1F 1次系換気空調設備検査 260M 117M	(機動診断 : 1M) 3号設備	
	34C中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(アーチ)	高	1F 1次系換気空調設備検査 260M 117M	(機動診断 : 1M) 3号設備	
	34D中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(アーチ)	高	1F 1次系換気空調設備検査 260M 117M	(機動診断 : 1M) 3号設備	
A補助処屋給気ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(アーチ)	低	1F 260M CBM	先行実施 (機動診断 : 4M (対象 : 電動機))	先行実施 (機動診断 : 4M (対象 : 電動機))	
	3.簡易点検(セーフタ内部 清掃)		156M			
B補助処屋排気ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(アーチ)	低	1F 260M CBM	先行実施 (機動診断 : 4M (対象 : 電動機))	先行実施 (機動診断 : 4M (対象 : 電動機))	
	3.簡易点検(セーフタ内部 清掃)		156M			
C補助垂直排気ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(アーチ)	低	1F 260M CBM	先行実施 (機動診断 : 4M)	先行実施 (機動診断 : 4M)	
B補助処屋排気ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(アーチ)	低	1F 260M CBM	先行実施 (機動診断 : 4M)	先行実施 (機動診断 : 4M)	
C補助垂直排気ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(アーチ)	低	1F 260M CBM	先行実施 (機動診断 : 4M)	先行実施 (機動診断 : 4M)	
A燃料取扱室給気ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(アーチ)	低	1F 104M CBM	先行実施 (機動診断 : 4M)	先行実施 (機動診断 : 4M)	
B燃料取扱室給気ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(アーチ)	低	1F 104M CBM	先行実施 (機動診断 : 4M)	先行実施 (機動診断 : 4M)	
A燃料取扱室排気ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(アーチ)	低	1F 260M CBM	先行実施 (機動診断 : 4M)	先行実施 (機動診断 : 4M)	
B燃料取扱室排気ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(アーチ)	低	1F 260M CBM	先行実施 (機動診断 : 4M)	先行実施 (機動診断 : 4M)	
自動ランバ	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検(アーチ)	高・低	1F 1次系換気空調設備検査 65M B	一部先行実施 1次系換気空調設備検査 1次系安全弁検査 1次系弁検査	
放射線管理施設「換気設備」その他の弁	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検(アーチ)	高・低	130M B 1次系弁検査 1次系弁検査	一部先行実施 1次系弁検査 1次系弁検査	
放射線管理施設「換気設備」その他の弁	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検(アーチ)	高	65M B	一部先行実施 1次系弁検査	
放射線管理施設「換気設備」その他の機器	1式	1.分解点検	高	130M 1次系弁検査 130M~260M	一部先行実施 1次系弁検査	
		2.分解点検	低	130M~260M	一部先行実施 1次系弁検査	

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式 又は頻度	検査名		備考 ( ) 内は適用する 設備診断技術)
					3: 原子炉格納容器全体漏えい検査	10年ごとに回は設計圧力にて実施(第2回) 回施設運営において、設計圧力にて実施	
原子炉格納容器 「原子炉格納容器」	エアロック	通常用 1個	1.漏えい率試験 2.分解点検 3.簡易点検(バッキン取 替他)	高 53M 13M	2回/3R 原子炉格納容器局部漏えい検査		
		非常用 1個	1.漏えい率試験 2.分解点検 3.簡易点検(バッキン取 替他)	高 53M 13M	2回/3R 原子炉格納容器局部漏えい検査		
機器搬入口	1個	1.漏えい率試験 2.非破壊試験 3.開放点検	高 25%~10Y 13M	2回/3R 原子炉格納容器局部漏えい率検査 原子炉格納容器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 「別紙-6」		
配管貫通部	1式	1.漏えい率試験 1.開放点検	高 13M	2回/3R 原子炉格納容器局部漏えい率検査	※但し、最長1回/10Y		
電線貫通部	1式	1.漏えい率試験 1.開放点検	高 13M	2回/3R 原子炉格納容器局部漏えい率検査	※但し、最長1回/10Y		
原子炉格納容器隔壁弁 格納容器隔壁堆積信号(T・V信号)により隔壁 格納容器スライド隔壁信号(P・V信号)	76個	1.機能・性能試験 1.分解点検	高 1F	2回/3R 原子炉格納容器隔壁弁機能検査			
原子炉格納容器隔壁弁 により隔壁された弁	20個	1.機能・性能試験 1.分解点検	高 1F	2回/3R 原子炉格納容器隔壁弁機能検査			
原子炉格納容器隔壁弁	AV-CS-001A	1.分解点検	高 52M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-CS-001B	1.分解点検	高 52M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-CS-001C	1.分解点検	高 52M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-DF-001A	1.分解点検	高 13M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-DF-001B	1.分解点検	高 13M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-DF-003A	1.分解点検	高 13M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-DF-003B	1.分解点検	高 13M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-WL-320	1.分解点検	高 13M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-WL-019	1.分解点検	高 13M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-CS-007	1.分解点検	高 13M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-WL-354	1.分解点検	高 13M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-WL-018	1.分解点検	高 13M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-IR-001A	1.分解点検	高 13M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-IR-001B	1.分解点検	高 13M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-IR-002A	1.分解点検	高 13M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-IR-002B	1.分解点検	高 13M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-JA-508A	1.分解点検	高 13M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-CS-308	1.分解点検	高 13M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-CS-310	1.分解点検	高 13M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-CC-189	1.分解点検	高 13M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-CC-182	1.分解点検	高 13M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-CC-523	1.分解点検	高 13M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-CC-521	1.分解点検	高 13M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-CC-346	1.分解点検	高 13M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-CC-544	1.分解点検	高 13M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
	AV-JA-308B	1.分解点検 1式	高 52M~156M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
原子炉格納容器隔壁弁緊制則部	4個	1.機能・性能試験 2.簡易点検(半年検査他)	高 1.3M~3.2M	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			
原子炉格納容器真空遮れし弁	4個	1.機能・性能試験 2.簡易点検(漏えい試験)	高 1F	原子炉格納容器隔壁弁分解検査			

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	検査名		備考 (備用する 設備診断技術)
				又は頻度	検査方法	
原子炉格納施設 「原子炉格納容器」その他の弁	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検(グランド ペイキノ版筋)	高・低 52M~130M 52M~130M	1次系弁検査 1次系弁検査		
原子炉格納施設「原子炉格納容器」その他の弁の 弁駆動部	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高 13M	52M		
原子炉格納施設「原子炉格納容器」その他の機器	1式	1.分解点検他 1.分解点検 1.機能・性能試験(ボン ブ、電動機、弁、弁駆動 部等含む) 2.機能・性能試験	高 13M~156M 高 13M~130M	1次系弁検査 26~195M		
原子炉格納施設「原子炉格納容器」その他の機器	1式	3.機能・性能試験(状態 監視含む)		1F	原子炉格納容器安全系機能検査 その他原子炉注水系機能検査	一部BNあり [対象設備] ・A原子炉格納容器スプレイポンプによる代路点検入系により追加 20回施設定期検査により追加
原子炉格納施設 「圧力低減設備その他の安全設 備」		1.分解点検(ボンブ) 1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(潤滑油入替 他)	高 130M 130M 26M	原子炉格納容器安全系ポンブ分解検査 その他原子炉注水系ポンブ分解検査 原子炉格納容器安全系ポンブ分解検査		[ブランケット運転中] ・A、B格納容器スプレイポンプ [接助診断: 1M] その他原子炉注水系ポンブ分解検査は 20回施設定期検査により追加
A原子炉格納容器スプレイポンブ・電動機		1.分解点検 1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(潤滑油入替 他)	高 130M 130M 26M	原子炉格納容器安全系ポンブ分解検査 原子炉格納容器安全系ポンブ分解検査		[接助診断: 1M] 保全の有効性評価結果No. 14の反映
B原子炉格納容器スプレイポンブ・電動機		1.開放点検 1.開放点検(電動機) 2.簡易点検(潤滑油入替 他)	高 130M 130M 26M	原子炉格納容器安全系ポンブ分解検査		[接助診断: 1M] 保全の有効性評価結果No. 14の反映
A格納容器スプレイ冷却器		1.開放点検 2.非破壊試験	高 130M	1.30M	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
B格納容器スプレイ冷却器		1.開放点検(管則) 1.開放点検(漏則)	高 130M	130M	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
原子炉格納容器スプレイ冷却器 「原子炉格納容器スプレイ系主要弁」	AV-CP-024A	1.分解点検 2.非破壊試験	高 130M	130M	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
AV-CP-024B	1.分解点検	高	130M	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査		
AV-CP-054A	1.分解点検	高	130M	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査		
AV-CP-054B	1.分解点検	高	130M	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査		
AV-CP-001A	1.分解点検	高	130M	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査		
AV-CP-001B	1.分解点検	高	130M	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査		
AV-CP-003A	1.分解点検	高	130M	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査		
AV-CP-003B	1.分解点検	高	130M	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査		
1式	1.分解点検	高	130M	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査		
AV-NS-101A	1.分解点検	高	130M	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査		
AV-NS-101B	1.分解点検	高	130M	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査		
AV-NS-102A	1.分解点検	高	130M	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査		
AV-NS-102B	1.分解点検	高	130M	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査		
AV-NS-103A	1.分解点検	高	130M	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査		
AV-NS-103B	1.分解点検	高	130M	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査		
4-PCV-2465	1.分解点検	高	130M	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査		
4-PCV-2485	1.分解点検	高	130M	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査		
上ラジエターユニットハッチカバー2台	1.開放点検 1.分解点検	高 130M	原子炉格納容器安全系機能検査			
アニエラス空気淨化系	1.機能・性能試験	高 1F	アニエラス循環排気装置			

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度 又は頻度	検査名	備考 (○は適用する 設備診断技術)
原子炉格納施設 〔圧力低減設備その他の安全設備〕	A、Bアニユラス空気淨化フィルタユニット	1.よう素フィルタ性能検査 2.開放点検(漏えい検査)	高 1F 1F	アニユラス循環排気系フィルタ一性能検査 アニユラス循環排気系フィルタ一性能検査	△系、B系互に実施
	1.よう素フィルタ性能検査 2.開放点検(フィルタ取替)	高 1F X※			※よう素フィルタ性能検査結果により 適宜実施
A、Bアニユラス空気淨化フィルタユニット A系 B系	1.機能・性能試験 2.開放点検 2.機能・性能試験 2.開放点検	高 1F 4F 高 4F	1次系換気空調設備検査 1次系換気空調設備検査		
Aアニユラス空気淨化ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(ファン)	高 1F 260M	1次系換気空調設備検査		(振動解析: 1M)
Bアニユラス空気淨化ファン・電動機	1.分解点検(電動機) 2.分解点検(ファン)	高 1F 260M	1次系換気空調設備検査		(振動解析: 1M)
安全補機室空気淨化フィルタユニット	1.機能・性能検査(よう 素フィルタ性能検査) 2.開放点検(フィルタ取 替) 2.開放点検	高 1F X※	1次系換気空調設備検査 1次系換気空調設備検査		※よう素フィルタ性能検査結果により 適宜実施
A安全補機室空気淨化ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(電動機)	高 1F 260M	1次系換気空調設備検査		(振動解析: 1M)
B安全補機室空気淨化ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(ファン) 2.分解点検(電動機)	高 1F 260M	1次系換気空調設備検査		(振動解析: 1M)
静的触媒式水素再結合装置	M3-045 M3-046 M3-047 M3-048 M3-049	1.外観点検 2.機能・性能試験 1.外観点検 2.機能・性能試験 1.外観点検 2.機能・性能試験 2.機能・性能試験 1.外観点検 2.機能・性能試験 1.外観点検 2.機能・性能試験	高 1F 5F 高 5F 高 5F 高 5F 高 1F 1F 1F 1F 130M	原子炉格納容器水素再結合装置橿能検査 原子炉格納容器水素再結合装置橿能検査 原子炉格納容器水素再結合装置橿能検査 原子炉格納容器水素再結合装置橿能検査 原子炉格納容器水素再結合装置橿能検査 原子炉格納容器水素再結合装置橿能検査 原子炉格納容器水素再結合装置橿能検査 原子炉格納容器水素再結合装置橿能検査 原子炉格納容器水素再結合装置橿能検査 原子炉格納容器水素再結合装置橿能検査 原子炉格納容器水素再結合装置橿能検査 原子炉格納容器水素再結合装置橿能検査 原子炉格納容器水素再結合装置橿能検査	20回施設定期検査に設置追加 20回施設定期検査に設置追加 20回施設定期検査に設置追加 20回施設定期検査に設置追加 20回施設定期検査に設置追加 20回施設定期検査に設置追加 20回施設定期検査に設置追加 20回施設定期検査に設置追加 20回施設定期検査に設置追加 20回施設定期検査に設置追加 20回施設定期検査に設置追加 20回施設定期検査に設置追加 20回施設定期検査に設置追加
原子炉格納容器水素燃焼装置	13/4	1.機能・性能試験 2.分解点検	高 1F	原子炉格納容器燃焼装置橿能検査 計測御御系監視橿能検査	20回施設定期検査に設置 20回施設定期検査に設置
次系計測閾値装置 原子炉格納施設「圧力低減設備その他の安全設備」その他の弁	1式	1.特性点検 1.機能・性能試験 2.分解点検	高 B 130M 1次系弁検査	1次系弁検査 1次系弁検査 1次系弁検査	
原子炉格納施設「圧力低減設備その他の安全設備」その他の弁 設備	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検(半性試験)	高 65M	1次系弁検査 65M	保全の有効性評価結果No. 1の反映
原子炉格納施設「圧力低減設備その他の安全設備」その他の機器 その他のAM(代替再循環、格納容器内注水)機器	1式	1.分解点検 1.分解点検	低 65M~130M 130M 1次系弁検査	一部BMあり	

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度 又は頻度	保全方式	検査名		備考 (○)内に適用する 設備診断技術
					1. 非破壊試験	2. 潜伏点検	
原子力設備 〔その他の設備〕	グラス1機器(供用期間中検査対象) (重大事故等グラス2機器供用期間中検査対象含む)	1式	高 10Y	グラス1機器供用期間中検査	[ISIプログラムによる。 別紙-1]		
	グラス2機器(供用期間中検査対象) (重大事故等グラス2機器供用期間中検査対象含む)	1式	高 10Y	グラス2機器供用期間中検査	[ISIプログラムによる。 別紙-2]		
	グラス3機器(供用期間中検査対象)	1式	高 10Y	グラス3機器供用期間中検査	[ISIプログラムによる。 別紙-3]		
	グラス1機器等金属荷重部材(重大事故等) グラス2機器供用期間中検査対象含む)	1式	高 5~10Y	供用期間中専門検査のうちグラス1機器 [ISIプログラムによる。 別紙-4]	[ISIプログラムによる。 別紙-5]		
	グラス2機器(原子炉格納容器内の 重大事故等グラス2機器供用期間中検査対象含む)	1式	高 25%/10Y	供用期間中専門検査のうちグラス2管 (原子炉格納容器内)特別検査	[ISIプログラムによる。 別紙-6]		
	蒸気発生器管等(重大事故等グラス2機器供用期間中検査対象含む)	1式	高 10Y	供用期間中検査のうち蒸気発生器管台座 接部の健全性確認	[ISIプログラムによる。 別紙-1]		
	重大事故等グラス2機器	1式	高 10Y	重大事端等グラス2機器供用期間中検査	[ISIプログラムによる。 別紙-7]		
	グラス3機器、グラス4管、排気管及び安全 上重要なダクト耐圧部(グラス3機器1S1 は除く)	1式	高・低 100%/10Y	構造健全性検査			
	RCPのベント・ドレン弁の開止栓	1式	高 1F	構造健全性検査			
	レスタレイント・ドレン弁の開止栓 1. 1次冷却材管部アダプト 2. 主蒸気配管部アダプト 3. 主給水配管部アダプト	1式	高 100%/10Y	レストレイント検査			
	原子力設備「その他」その他の弁	1式	高・低 B	1次系安全弁検査			
	原子力設備「その他」その他の機器	1式	高 130M	1次系逆止弁検査			
	原子力設備・タービン設備 〔その他の設備〕	耐震クラスS、Bに属する設備の支持構造物 (グラス1、2、3供用期間中検査対象機器を 除く)	高 130M~1360M	一部BMあり 一部先行実施			
	その他AM(格納容器内注水)機器	1式	高 100%/10Y	耐震健全性検査			
蒸気タービン 〔車室、円板、隔壁、噴口、翼、 車輪〕	高圧タービン 1. 分解点検 2. 組立状況点検 3. 簡易点検(軸受箱内部 清掃他)	1式	高 130M~2600M	蒸気タービン開放検査			
	第1低圧タービン 1. 分解点検 2. 外観点検 3. 簡易点検(軸受箱内部 清掃他)	1式	高 26M	蒸気タービン開放検査			
	第2低圧タービン 1. 分解点検 2. 外観点検 3. 簡易点検(軸受箱内部 清掃他)	1式	高 2F	蒸気タービン開放検査			
	第3低圧タービン 1. 分解点検 2. 外観点検 3. 簡易点検(軸受箱内部 清掃他)	1式	高 13M	蒸気タービン開放検査			
ロード 蒸気タービン本体及び附属設備	1. 保守装置点検 2. 負荷点検	1式	高 1F	蒸気タービン性能検査 総合負荷性能検査	データバンク既存時点検に合わせて実施 一部既存時点検		

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目		保全の重要度 又は頻度	検査名	備考 ( ) 内は適用する 設備診断技術)
		1.開放点検	2.組立状況点検			
蒸気タービン 「講習装置及び非常調速装置並びに講習装置で制御される主要弁」	# 1.主蒸気止弁	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
	# 2.主蒸気止弁	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
# 3.主蒸気止弁	1.開放点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
	2.組立状況点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
# 4.主蒸気止弁	1.開放点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
	2.組立状況点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
# 1.蒸気加減弁	1.開放点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
	2.組立状況点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
# 2.蒸気加減弁	1.開放点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
	2.組立状況点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
# 3.蒸気加減弁	1.開放点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
	2.組立状況点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
# 4.蒸気加減弁	1.開放点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
	2.組立状況点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
A.1再熱蒸気止弁	1.開放点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
	2.組立状況点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
A.2再熱蒸気止弁	1.開放点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
	2.組立状況点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
B.1再熱蒸気止弁	1.開放点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
	2.組立状況点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
B.2再熱蒸気止弁	1.開放点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
	2.組立状況点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
B.3再熱蒸気止弁	1.開放点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
	2.組立状況点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
A.1シナタービット弁	1.開放点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
	2.組立状況点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
A.2シナタービット弁	1.開放点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
	2.組立状況点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
A.3シナタービット弁	1.開放点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
	2.組立状況点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
B.1シナタービット弁	1.開放点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
	2.組立状況点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
B.2シナタービット弁	1.開放点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
	2.組立状況点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
B.3シナタービット弁	1.開放点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
	2.組立状況点検	高	B	39M	蒸気タービン開放検査	
調速装置(非常調速装置) 減水・循環水系統	1.外観点検	高	1F	蒸気タービン附属機能検査		
	2.防汚塗装	高	1F	蒸気タービン附属機能検査		定期点検後
A.循環水ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	26M			
	1.分解点検(電動機)	高	10M			
B.循環水ポンプ・電動機	1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(電動機) 3.作動油清浄(電動機)	高	13M			
	1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(電動機) 3.作動油清浄(電動機)	高	26M			
C.後水器真空ポンプ・電動機	1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(電動機)	高	10M			
	1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(電動機)	高	39M			(機動診断: 3M)
D.後水器真空ポンプ・電動機	1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(電動機)	高	CBM			
	1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(電動機)	高	13M			
E.後水器真空ポンプ・電動機	1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(電動機)	高	39M			(機動診断: 3M)
	1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(電動機)	高	CBM			
F.後水器真空ポンプ・電動機	1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(電動機)	高	13M			

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度 又は頻度	検査名	備考	
					( ) 内は適用する 設備診断技術	( ) 内は適用する 設備診断技術
A 復水ポンプ・電動機 「復水器」	A 復水ポンプ・電動機	1. 分解点検(ボンブ) 2. 簡易点検(ストレーナ 清掃)	高 10M 13M	33M		(撮影診断: 6M (対象: 電動機))
B 復水ポンプ・電動機		1. 分解点検(ボンブ) 2. 簡易点検(ボンブ)	高 10M 13M	33M		(撮影診断: 6M (対象: 電動機))
C 復水ポンプ・電動機		1. 分解点検(ボンブ) 2. 簡易点検(ボンブ)	高 10M 13M	33M		(撮影診断: 6M (対象: 電動機))
蒸気タービン「復水器」その他機器	15式	1. 分解点検他	高 78M~260M	78M~260M		
蒸気タービン「蒸気タービンに附属する熱交換器」	A 暖分離加熱器 脈側 A 暖分離加熱器 管側 (差電極側) A 暖分離加熱器 管側 (調速機側)	1. 開放点検 2. 非破壊試験	高 13M 13M	26M 蒸気タービン開放検査	蒸気タービン開放検査	一部BM必ず
	B 暖分離加熱器 脈側 B 暖分離加熱器 管側 (差電極側) B 暖分離加熱器 管側 (調速機側)	1. 開放点検 2. 非破壊試験	高 13M 13M	26M 蒸気タービン開放検査	蒸気タービン開放検査	
A 脱気器		1. 開放点検 2. 非破壊試験	高 13M	26M	2次系容器検査	
B 脱気器		1. 開放点検 2. 非破壊試験	高 13M	26M	2次系容器検査	
脱気器タンク		1. 開放点検 2. 渗透性試験	高 65M	65M	2次系熱交換器検査	
第1 A 低圧給水加熱器		1. 開放点検 2. 渗透性試験 3. 非破壊試験	高 13M	65M	2次系熱交換器検査	
第1 B 低圧給水加熱器		1. 開放点検 2. 渗透性試験 3. 非破壊試験	高 13M	65M	2次系熱交換器検査	
第2 A 低圧給水加熱器		1. 開放点検 2. 渗透性試験 3. 非破壊試験	高 13M	65M	2次系熱交換器検査	
第2 B 低圧給水加熱器		1. 開放点検 2. 渗透性試験 3. 非破壊試験	高 13M	65M	2次系熱交換器検査	
第2 C 低圧給水加熱器		1. 開放点検 2. 渗透性試験 3. 非破壊試験	高 13M	65M	2次系熱交換器検査	

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	( ) 備考 内蔵する 設備診断技術
蒸気タービンに附属する熱交換器 [「蒸気タービンに附属する熱交換器」]	第3 A 低圧給水加熱器	1.開放点検 2.漏えい試験 3.非破壊試験	高	65M	2次系熱交換器検査	
	第3 B 低圧給水加熱器	1.開放点検 2.漏えい試験 3.非破壊試験	高	130M	2次系熱交換器検査	
	第3 C 低圧給水加熱器	1.開放点検 2.漏えい試験 3.非破壊試験	高	65M	2次系熱交換器検査	
	第4 A 低圧給水加熱器	1.開放点検 2.漏えい試験 3.非破壊試験	高	130M	2次系熱交換器検査	
	第4 B 低圧給水加熱器	1.開放点検 2.漏えい試験 3.非破壊試験	高	65M	2次系熱交換器検査	
	第4 C 低圧給水加熱器	1.開放点検 2.漏えい試験 3.非破壊試験	高	130M	2次系熱交換器検査	
	第6 A 高圧給水加熱器	1.開放点検 2.漏えい試験 3.非破壊試験	高	130M	2次系熱交換器検査	
	第6 B 高圧給水加熱器	1.開放点検 2.漏えい試験 3.非破壊試験	高	130M	2次系熱交換器検査	
	プラント蒸気復水器	1.開放点検 2.漏えい試験 3.非破壊試験	高	65M	2次系熱交換器検査	
蒸気タービン [「蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び管水設備並びに給水処理設備」]	給水、復水系統 Aタービン動主給水ポンプ	1.機能・性能試験(ポンプ) 2.分解点検(駆動タービン)	高	1F	蒸気タービン附属設備機能検査	定期運動後
	Bタービン動主給水ポンプ	1.機能・性能試験(ポンプ) 2.分解点検(駆動タービン) 3.簡易点検(オイルフィルタ取替)	高	26M	2次系ポンプ分解検査	
		1.機能・性能試験(ポンプ) 2.分解点検(駆動タービン) 3.簡易点検(オイルフィルタ取替)	高	13M	2次系ポンプ分解検査	
	Aタービン動主給水ポンプ	1.分解点検(ポンプ) 2.簡易点検(オイル) 3.簡易点検(オイル)	高	13M	2次系ポンプ機能検査	
	Bタービン動主給水ポンプ	1.分解点検(ポンプ) 2.簡易点検(オイル)	高	13M	2次系ポンプ機能検査	
	電動主給水泵ポンプ	1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(潤滑油入替)	高	13M	2次系ポンプ機能検査	
	Aタービン動主給水泵ポンプ	1.分解点検 2.簡易点検(ストレーナー) 3.簡易点検	高	52M		
	Bタービン動主給水泵ポンプ	1.分解点検 2.簡易点検(ストレーナー) 3.簡易点検	高	52M		
	電動主給水泵ポンプ	1.分解点検(ポンプ) 2.簡易点検(潤滑油入替)	高	13M		

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度 又は頻度	検査名	備考 ( ) 内は適用する 設備診断技術)
蒸気タービン 「蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び給水装置並びに給水処理設備」	A 復水アースタボンブ・電動機	1. 分解点検(ボンブ) 2. 簡易点検(潤滑油入替 他)	高 33M 10M 13M		
	B 復水アースタボンブ・電動機	1. 分解点検(ボンブ) 2. 簡易点検(潤滑油入替 他)	高 33M 10M 13M		
	C 復水アースタボンブ・電動機	1. 分解点検(ボンブ) 2. 簡易点検(潤滑油入替 他)	高 33M 10M 13M		
	D 復水膜填器	1. 開放点検	高 13M	2次系容器検査	
	E 復水膜填器	1. 開放点検	高 13M	2次系容器検査	
	F 復水膜填器	1. 開放点検	高 13M	2次系容器検査	
	G 復水膜填器	1. 開放点検	高 13M	2次系容器検査	
	H 復水膜填器	1. 開放点検	高 13M	2次系容器検査	
	I 復水膜填器	1. 開放点検	高 13M	2次系容器検査	
	J 復水膜填器	1. 開放点検	高 13M	2次系容器検査	
	K 復水膜填器	1. 開放点検	高 13M	2次系容器検査	
	L 復水膜填器	1. 開放点検	高 13M	2次系容器検査	
	M 復水膜填器	1. 開放点検	高 13M	2次系容器検査	
	N 復水膜填器	1. 開放点検	高 13M	2次系容器検査	
	O 復水膜填器	1. 開放点検	高 13M	2次系容器検査	
	P 復水膜填器	1. 開放点検	高 13M	2次系容器検査	
	蒸気タービン「蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び給水装置並びに給水処理設備」その他の機器	1式	1. 分解点検 2. 非破壊試験	高 26M～260M 13M～260M	一部先行実施 一部BMあり 一部先行実施
	主な配管(主蒸気系統、抽気系統)	1式	1. 分解点検 2. 非破壊試験	高 1F 針による 100%/10Y 2次系配管検査	一部先行実施 一部BMあり 一部先行実施
	2次系配管地(記以外の主蒸気系統・給水系統・ドレン系統・潤水系統・その他系統)※	1式	1. 外観点検 2. 非破壊試験	高 100% 2次系配管検査	定期巡回後
	※配管の他、熱交換器、弁等を含む (外観点検のみ)	15個	1. 機能・性能試験(駆動 装置) 2. 分解点検 3. 簡易点検(グランード バッキノ貯槽)	高 26M～52M 26M～52M 26M	肉厚管理 針による 肉厚管理 針による 2次系配管検査
	タービンハイパス弁駆動部	1個	1. 分解点検 2. 簡易点検(特性試験)	高 13M～65M	タービンハイパス弁機能検査
	蒸気タービン「その他設備」その他の弁	1式	1. 機能・性能試験 2. 分解点検 3. 簡易点検(特性試験)	高 B 13M 13M	1次系安全評価 2次系安全評価 1次系安全評価 2次系安全評価
	蒸気タービン「その他設備」その他の弁	1式	1. 機能・性能試験 2. 分解点検 3. 簡易点検(特性試験)	高 B 13M～130M B 52M 13M～52M	1次系安全評価 2次系安全評価 1次系安全評価 2次系安全評価
	蒸気タービン「その他設備」その他の弁	1式	1. 分解点検 2. 簡易点検(特性試験)	高 B 13M～260M	1次系安全評価 2次系安全評価
蒸気タービン 「その他設備」	タービンハイパス弁		1. 分解点検 2. 簡易点検	高 13M～260M	保全の有効性評価結果No. 1, 15, 16の反映 一部BMあり 一部先行実施

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目		保全の重要度 又は頻度	検査名	備考 ( ) 内は適用する 設備診断技術)
		外観点検	内観点検			
その他発電用原子炉の附属施設 〔浸水防護施設〕	浸水防護壁 水密扉	1式 1式	1.外観点検 1.外観点検	高 高	1F 1Y	20回施設設定検査時に設置
蒸気漏えい検知システム	1式	1.機能・性能試験 2.外観点検	低	1F	1F	20回施設設定検査時に設置
湧水ピット排水系統		1.機能・性能試験(ポンプ、電動機含む) 1.外観点検	低	B※	浸水防護設備検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合 わせて実施
湧水サンプルポンプ(吐出ラインを含む)	2台	1.外観点検(ポンプ) 1.分解点検(電動機)	低	1Y CIM	1Y 浸水防護設備検査	20回施設設定検査時に設置
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	低	1.30M	1.30M	20回施設定期検査より追加
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	低	B	浸水防護設備検査	20回施設定期検査より追加
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	1式	1.外観点検 1.分解点検	高・低	1.82M 1F～8F	1.82M 1F～8F	20回施設定期検査より追加
その他他の機器	1式	1.外観点検	高・低	1.3M～20.8M	1.3M～20.8M	20回施設定期検査より追加
送電装置設備	1式	1.外観点検	高	3.9M～15.6M	3.9M～15.6M	20回施設定期検査より追加
変圧器設備	1式	1.外観点検	高	5.2M～1.56M	5.2M～1.56M	一部先行実施
しゃれ器	1式	1.外観点検	高	1.3M～10.4M	1.3M～10.4M	一部BMあり
その他発電用原子炉の附属施設「常用電源設 備」その他他の機器	1式	1.外観点検 1.分解点検	低	1.3M～2.40M	1.3M～2.40M	20回施設定期検査より追加
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	1式	1.外観点検	低	2.60M	1次系弁検査	20回施設定期検査より追加
その他他の機器	1式	1.外観点検	低	1.2M～13M	1.2M～13M	20回施設定期検査より追加
その他発電用原子炉の附属施設「火災防護施設 〔浸〕その他機器	2台	1.機能・性能試験	高	1F	非常用子偏差置換機能検査(ディーゼル発電機の動作検査) 非常用子偏差置換機能検査(ディーゼル発電機の動作検査)	非常用子偏差置換機能検査(ディーゼル発電機の動作検査)
安全注入信管及格離容器スプレイ信管装置	45台	1.機能・性能試験	高	1F	非常用子偏差置換機能検査(ディーゼル発電機の動作検査)	非常用子偏差置換機能検査(ディーゼル発電機の動作検査)
当にディーゼル発電機のシリコンダーピストン、ビ ストン連接棒、シリシカバー、クラシック	No.1, 8 No.2, 3, 9, 10 No.4, 5, 11, 12	1.外観点検 1.外観点検 1.外観点検	高 高 高	1.30M 1.30M 1.30M	1.30M 1.30M 1.30M	非常用ディーゼル発電機分解検査
Bディーゼル機関のシリコンダーピストン、ビ ストン連接棒、シリシカバー、クラシック	No.6, 13 No.7, 14 No.8 No.2, 3, 9, 10 No.4, 5, 11, 12	1.外観点検 1.外観点検 1.外観点検 1.外観点検 1.外観点検	高 高 高 高 高	1.30M 1.30M 1.30M 1.30M 1.30M	1.30M 1.30M 1.30M 1.30M 1.30M	非常用ディーゼル発電機分解検査
Aディーゼル機関のシリコンダーピストン、ビ ストン連接棒、シリシカバー、クラシック	No.6, 13 No.7, 14	1.外観点検 1.外観点検	高 高	1.30M 1.30M	1.30M 1.30M	非常用ディーゼル発電機分解検査
Bディーゼル機関の吸気弁 Aディーゼル機関の排気弁	1.外観点検 1.外観点検	高 高	2.6M	2.6M	2.6M	非常用ディーゼル発電機分解検査
Bディーゼル機関の燃料噴射弁 Aディーゼル機関の燃料噴射弁	1.外観点検 1.外観点検	高 高	1.3M	1.3M	1.3M	非常用ディーゼル発電機分解検査
ディーゼル発電機付属設備	1式	1.外観点検 2.非燃機器点検 3.機能試験 4.特性点検	高 高 高 高	1F 1.3M～7.8M 1.3M 1.3M	1F 1.3M～7.8M 1.3M 1.3M	非常用子偏差置換機能検査
空冷式非常用送風装置	2台	1.機能・性能試験 2.外観点検	高 高	1F 1.3M	1F 1.3M	非常用子偏差置換機能検査
空船式代替低圧注水ポンプ用船底車 非常用電源設備「非常用送風装置」その他の機器	2台 1式	1.外観点検 1.外観点検	高 高	1Y 1.3M～23.4M 1.3M～18.2M	1Y 1.3M～23.4M 1.3M～18.2M	可搬型代替送風装置検査 係全の有効性評価結果No.17, 18の反映 一部BMあり

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	検査名	( ) 備考 内は適用する 設備診断技術
非常用電源設備 〔その他の電源装置〕					
直流電源装置蓄電池	2組 (60個／組)	1.機能・性能試験 1.機能・性能試験(作動機能) 2.簡易点検(充電)	高 1F 1F	直流水源系機能検査 直流水源系行動検査	
蓄器用電源	1台	1.機能・性能試験 2.簡易点検(特性能試験他)	高 1F 1.インバータ機能検査		
可搬型バッテリ(加圧器迷がし弁用)	2個	1.機能・性能試験 2.外観点検	高 1F 1F		20回施設定検時に設置
可搬式整流器	2個	1.機能・性能試験 2.外観点検	高 1F 1F		20回施設定検時に設置
非常用電源設備「その他の電源装置」その他	13式	1.分解点検他 1.分解点検他	高 6M～180M 低		係全の有効性評価結果No.20の反映
土木建築設備	13式	1.外観点検	高・低 1Y		
原子炉建屋	13式	1.外観点検	高 1Y		プラント運転中又は定期検査時中
外周建屋	13式	1.外観点検	高 1Y		プラント運転中又は定期検査時中
中间建屋	13式				プラント運転中又は定期検査時中
原子炉補助建屋	13式	1.外観点検	高 1Y		プラント運転中又は定期検査時中
燃料取扱建屋	13式	1.外観点検	高 1Y		プラント運転中又は定期検査時中
燃料取扱建屋	13式	1.外観点検	高 1Y		プラント運転中又は定期検査時中
制御建屋	13式	1.外観点検	高 1Y		プラント運転中又は定期検査時中
燃料取扱日本水タンク建屋	13式	1.外観点検	高 1Y		プラント運転中又は定期検査時中
ディーゼル発電機建屋	13式	1.外観点検	高 1Y		プラント運転中又は定期検査時中
貯水口設備	13式	1.外観点検 1.総合性能試験 1.排水用子備発電 1.蒸留水炉及びその附属設備(備則ばりー及び非常用子備発電 蒸留水炉を除く)	高 1Y～1F 1F	総合負荷性能検査	定検定期後
プラント総合					

別図

## 施設定期検査時の安全管理の計画

## 高浜発電所 4号機 第21回施設定期検査時の安全管理の計画

1/31

主要工程			RCS 水位												RCS 水位														
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容												関連設備														
			RCS監視 R／V開放			燃料取出 R／V組立			C-V-LRT R／V組立			FCSCS点検 起動試験			燃料取出 R／V組立			C-V-LRT R／V組立			FCSCS点検 起動試験			起動前弁点検					
未断界操作手続能停止余裕	第20条	モード3、4	*停止余裕: 18%Δε/k 以上												3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	5-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
	モード5		*停止余裕: 10%Δε/k 以上												×	×	×	×	×	×			×	×	×	×	×	×	
第22条 清浄材温度能	モード3		*清浄材温度能係数: 79 × 10 <sup>-3</sup> Δε/k °C 以上												—	—	—	—	—	—									
第55条 ほう酸注入タンク	モード3		*ほう酸生入タンクまくはう素濃度 21,000ppm 以上 *ほう酸生入タンクまくはう酸水流量 有効X量: 3.4m <sup>3</sup> 以上 *ほう酸注入タンクまくはう酸水温度: 65°C 以上												*ほう酸注入タンク	×													
第81条 1次冷却材中のまくはう素濃度	モード6		*1次冷却材中のまくはう素濃度 2,800ppm 以上												—														
放射性物質の閉じ込めや搬出、放射線の遮へい及び低減機能	第50条 1次冷却材中のまくはう素 1.31 濃度	モード3 (1次冷却材温度が 260°C 以上)	*1次冷却材中のまくはう素 1.31 濃度												—	△												△	
原子炉格納容器	モード3、4		(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器アロックガーニッシュ以下 (3) 原子炉格納容器アロックが動作可能(原子炉格納容器工アロックのインターロック装置基盤金であること、および原子炉格納容器アロックが正常な動作状態であることを確認) (4) 原子炉格納容器開封・動作可能(閉止可能(閉止可能の原子炉格納容器アロックハンドル後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器アロックの両方のドアを開封する場合、適用しない。)												*原子炉格納容器 *原子炉格納容器アロック *原子炉格納容器アロック装置基盤金														
原子炉格納容器	モード3、4		(5) 原子炉格納容器空間逃げ出し弁 が確実に動作していること												*原子炉格納容器空間逃げ出し弁														
原子炉格納容器空き過ぎしき系	モード3、4		(1) 原子炉格納容器スフレイ系、2系統動作可能(動作不能時は、第85条(表85-1)おおむね表85-1の運転上の制限措置。 原子炉格納容器スフレイ系の弁開閉点検を行いう場合、2時間に限り適用しない) (2) よう素除去装置タンクの苛性ソーダ濃度および(吉井)ノーダ溶渣量 *よう素除去装置タンクの苛性ソーダ濃度 30wt%以上 *よう素除去装置タンクの苛性ソーダ有効水量 11.7m <sup>3</sup> 以上 *よう素除去装置タンクの苛性ソーダ有効水量 (アニュラス空気淨化系 系統) が能動的制御も複数用いて、第85条(表85-1)の運転上の制限も複数用いて、アニュラス空気淨化系 *アニュラス空気淨化系の機能が健全であることアニュラス内点検、原子炉格納容器内点検を行いう場合、適用しない)												*原子炉格納容器スフレイ系 *原子炉格納容器品タフタ *アニュラス空気淨化系														
アニュラス空気淨化系	モード3、4																												
アニュラス	モード3																												

## 高浜発電所 4号機 第21回施設定期検査時の安全管理の計画

2/31

主要工程				RCS 水位											RCS が下がった場合												
項目	保安規定文	要求コード	要求内容	関連設備				燃料取出				燃料搬入				C/N-LRT				PCS 用まい検査				△並列 制御運転			
				・安全機能室空気清浄系・2系統動作可能				・安全機能室空気清浄化系				・燃料落下方上ひ燃料罐室空気清 化系装置				・左回路信号输出、伝送ライ ン				・燃料取扱室空気净化系				・燃料取扱室空気净化装置			
放射性物質放出の防止機能	第71条 安全機能空気清浄化系	モード3、4	・安全機能室空気清浄系・2系統動作可能	・安全機能室空気清浄系・2系統動作可能				・燃料落下方上ひ燃料罐室空気清 化系装置				・左回路信号输出、伝送ライ ン				・左回路信号输出、伝送ライ ン				・PCS 用まい検査				△並列 制御運転			
	第34条(表3-4-B) 燃科落下方上ひ燃料罐室空 気清浄化系	モード3、4	・燃料罐室空気清浄化系・2系統動作可能	・燃料罐室空気清浄化系・2系統動作可能				・燃料落下方上ひ燃料罐室空気清 化系装置				・左回路信号输出、伝送ライ ン				・左回路信号输出、伝送ライ ン				・PCS 用まい検査				△並列 制御運転			
	第72条 燃料取扱室空気清浄化系	モード3	・燃料罐室空気清浄化系	・燃料罐室空気清浄化系				・燃料取扱室空気清浄化系				・燃料取扱室空気清浄化系				・燃料取扱室空気清浄化系				・燃料取扱室空気清浄化系				・燃料取扱室空気清浄化系			
	第82条 原子炉本体水位	モード6(キャビティ水位)	・原子炉本体水位	・原子炉本体水位				・原子炉本体水位				・原子炉本体水位				・原子炉本体水位				・原子炉本体水位				・原子炉本体水位			
	第83条の2 原子炉絶縁器貫通部	モード5、6	・原子炉本体水位	・原子炉本体水位				・原子炉本体水位				・原子炉本体水位				・原子炉本体水位				・原子炉本体水位				・原子炉本体水位			
	第84条 使用燃料ヒットの水位 および火温	全モード	・使用燃料ヒットの水位 および火温	・使用燃料ヒットの水位 および火温				・使用燃料ヒットの水位 および火温				・使用燃料ヒットの水位 および火温				・使用燃料ヒットの水位 および火温				・使用燃料ヒットの水位 および火温				・使用燃料ヒットの水位 および火温			
	原子炉停止後の 除熱機能	モード3	・原子炉停止後の 除熱機能	・原子炉停止後の 除熱機能				・原子炉停止後の 除熱機能				・原子炉停止後の 除熱機能				・原子炉停止後の 除熱機能				・原子炉停止後の 除熱機能				・原子炉停止後の 除熱機能			
	第37条 1次冷却系	モード3	・原子炉停止後の 除熱機能	・原子炉停止後の 除熱機能				・原子炉停止後の 除熱機能				・原子炉停止後の 除熱機能				・原子炉停止後の 除熱機能				・原子炉停止後の 除熱機能				・原子炉停止後の 除熱機能			

## 高浜発電所 4号機 第2回施設定期検査時の安全管理の計画

3/31

主要工程			RCS 水位																
RCS 水位			RCS 全プローブ																
RCS リード			ミットルリード																
RCS リード			RCS 全プローブ																
項目	保安規定文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
第38条 1次冷却系	モード4		蒸気発生器による余熱除去が動作不能時は、第83条(表85-8)の運転上の制限を確認。 ・余熱除去系主に蒸気発生器による余熱除去系のうち、2系統以上が運転中上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中	・余熱除去系 ・蒸気発生器 ・1次冷却系系統 ・1次冷却ポンプ															
第39条 1次冷却系 (1次冷却系水)	モード5-1		(1) 余熱除去系が運転中(計画的)ニモード4に切替する場合は、蒸気発生器・ポンプ、計器スパンの5%以上であることを条件に全ての余熱除去系を隔離するにとどめる。 (2) 他の余熱除去が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位が5%以上であることは計画的にモード4に切替する場合は、蒸気発生器・ポンプ、計器スパンの5%以上であることを条件に全ての余熱除去系を隔離するなどする。	・余熱除去系 ・蒸気発生器 ・1次冷却系系統															
第40条 1次冷却系 (1次冷却系水)	モード5-2		・余熱除去系が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中(次回運転ボンブ)による一次冷却系実験を行う場合は2時間間で余熱除去系を隔離することを許容。 ・ポンプの切替を行なう場合は、5%の全てを隔離せることを条件に15分毎に剥離ポンプを停止するなどする。 a. 燃出口气温が燃却温度より5°C以上下回る場合に維持されれていること b. 1次冷却部材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと c. 1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと	・余熱除去系 ・1次冷却系系統															
第41条 1次冷却系 (キャビティ水)	モード6-2		(1) 余熱除去系1系統以上運転中に次回運転中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8時間あたり1時間に限り、余熱除去ボンブを停止することを許容。 (2) 1次冷却部材温度 65°C以下	・余熱除去系 ・1次冷却系系統															
第42条 1次冷却系 (キャビティ水)	モード6-1		(1) 余熱除去系2系統動作可能であり、そのうち1系統以上運転中キャビティ水の計器操作を行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能なこと、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することを許容。 (2) 1次冷却部材温度 65°C以下	・余熱除去系 ・1次冷却系系統															
第61条 主蒸気安全弁	モード3(原子炉起動時モード3 かい) 主蒸気安全弁 まで除く)		・主蒸気安全弁と蒸気発生器間に下記の回数以上動作可能 原子炉熱出力80%超、7個 原子炉熱出力55%超で、かつ70%以下、6個 原子炉熱出力40%超で、かつ55%以下、5個 原子炉熱出力25%超で、かつ40%以下、3個 原子炉熱出力25%以下、2個	・主蒸気安全弁															

## 高浜発電所 4号機 第21回施設定期検査時の安全管理の計画

4/31

主要工程		RCS 水位										RCS 全プローブ										
		モード3					モード4					モード5					モード6					
項目	保安規定文	要求モード	要求内容		関連設備		3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード5	6-2	モード6	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
	第62条 主蒸気隔壁弁	モード3	・主蒸気隔壁弁が動作不能時は、適用しない		・主蒸気隔壁弁		△															
	第63条 主給水隔壁弁、主給水制御弁 弁および主給水バイパス制 御弁	モード3	・主給水隔壁弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が 閉止可能(閉止または手動弁で隔離された状態)にある場合は、 適用しない		・主給水隔壁弁 ・主給水制御弁 ・主給水バイパス制御弁		△														△	
	第64条 主蒸気逃げ弁	モード3、4(蒸気発生器が熱燃去 るために使用されている場合)	主蒸気逃げ弁が動作不能時は、第85条(表85-9)の運転上 の制限(確認) ・主蒸気逃げ弁の手動での開閉ができること		・主蒸気逃げ弁		×	△									△	△	△	×		
	第65条 補助給水系	モード3	補助給水系統動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制 限も確認 ・電動補助給水パンプによる2系統および1タービン動補助給水パン プによる系統が動作可能、タービン動補助給水パンプにつ いては原子炉起動時のモード3において試運転二回ある調整を 行っている場合(適用しない)		・補助給水系統 ・電動補助給水パンプ		×														△	
	第66条 後水タック	モード4	補助給水系統動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制 限も確認 ・電動補助給水パンプによる場合(適用しない)		・補助給水系統 ・電動補助給水パンプ		△										△	△	△			
	第66条 後水タック	モード3、4(蒸気発生器が熱燃去 のために使用されている場合)	復水タック水量(有効水量)を確認する場合は、第85条(表85- 14)の運転上の制限も確認 ・復水タンク水量(有効水量) 520m <sup>3</sup> 以上		・復水タック		×	△									△	△	△	×		
	第51条 蓄圧タック	モード3	蓄圧タックが運転上の制限を逸脱した場合は、第85条(表85- 4)の運転上の制限も確認		原子炉起動時のモード3(1次冷却圧力が 6.89MPa[gage]超えた 時点から、会ての出力弁が全開となるまでの間)は除く (1) ほう素濃度、ほう素流量、圧力の制限内 ・蓄圧タンクうち酸水槽 2900cm <sup>3</sup> 以上 ・蓄圧タンク圧力 4.04MPa[gage]以上 (2) 蓄圧タンクカットオフ弁全開		△															△
	第52条 非常用海水注入系	モード3	高压注入系統動作不能時は、第85条(表85-3)の運転上の制 限も確認 低压注入系統動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限 も確認		(1) 高压注入系2系統動作可能(弁開閉点検を行ふ場合 2時間に 限る適用しない) (2) 低压注入系 2系統動作可能(弁開閉点検を行ふ場合 2時間に 限る適用しない)		△														×	

## 高浜発電所4号機 第21回施設定期検査時の安全管理の計画

5/31

主要工程			RCS 水位												
項目	保安規定文	要求モード	要求内容												
第53条 非常用雨水栓系	モード4	高圧注入系統不能時は第85条(表85-3)、低圧注入系および低圧注入栓が不能時は第85条(表85-4)の運転上の制限も考慮	・高圧注入系 ・低圧注入系	燃科取出 R./V/開放	燃科取扱 R./V/維持	燃科取扱 R./V/維持	C./V-LRT	PCS正しい検査 起動試験	PCS正しい検査 起動試験	PCS正しい検査 起動試験	PCS正しい検査 起動試験	PCS正しい検査 起動試験	PCS正しい検査 起動試験	△並列 △並列	△並列
第54条 燃料取扱用タンク	モード3、4	通常の1次冷却系の加熱、冷却時 (原子炉遮断、原子炉停止の制限範囲) ・1次冷却部の温度変化率(原子炉遮断) 55°C/h以下 ・1次冷却部の温度変化率(原子炉停止) 55°C/h以下 ・1次冷却部の温度変化率(加圧器冷却時) 110°C/h以下 ・1次冷却部の温度変化率(加圧器) 冷却時: 110°C/h以下	・1次冷却系 ・燃料取扱用タンクは、燃温差 28000ppm以上 ・燃料取扱用タンクは、燃温差 16000ppm以上	燃科取扱 R./V/開放	燃科取扱 R./V/維持	燃科取扱 R./V/維持	燃科取扱 R./V/維持	燃科取扱 R./V/維持	燃科取扱 R./V/維持	燃科取扱 R./V/維持	燃科取扱 R./V/維持	燃科取扱 R./V/維持	燃科取扱 R./V/維持	燃科取扱 R./V/維持	燃科取扱 R./V/維持
原子炉冷却材圧力バランダリ機能 第35条 1次冷却水の温度・圧力および1次冷却材温度変化率 あるいは検査のための昇温、降温操作開始から終了まで	モード3	(1) 加圧器外位計器スパンの 9%以下 (2) 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ、2系統動作可能	・加圧器ヒータ	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第43条 加圧器	モード3	・1以上の加圧器安全弁が動作不能時は、第85条(表85-3)の運転上の制限(燃温)	・加圧器安全弁	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第44条 加圧器安全弁	モード3、4 (1次冷却材温度 130°C超)	・加圧器過熱弁が完全で動作可能 ・加圧器過熱弁が元元弁	・加圧器過熱弁 ・加圧器過熱弁が元元弁	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第45条 加圧器過熱弁	モード3	(1)-1 2台の加圧器過熱弁が低圧設定であり、2台の加圧器過熱弁が開閉状態 または (2) 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (3) 運行可能なすべての高圧注入弁と1台以下ボンブの切替を行う場合は、1基以下の高圧注入弁と2台連続するこことを許容	・加圧器過熱弁 ・加圧器過熱弁が元元弁 ・加圧器安全弁 ・丸くん／高圧注入ボンブ ・高圧タップ出口隔離弁	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第46条 低温過圧加圧装置	モード4 (1次冷却材温度 130°C以下。 下。ただし加圧器過熱弁が低圧設定となるまでの間を除く。5、6(原子炉容器の蓋が取られている場合))	・高圧タップ基が隔壁されていること ・高圧タップは1次冷却水圧力以下であることを許容	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

## 高浜発電所 4号機 第21回施設定期検査時の安全管理の計画

主要工程				RCS 水位											
項目	保安規定文	要求コード	要求内容	関連設備			C/N-LRT			PCS 早い検査			△並列		
				燃料取出	燃料装荷	R-/V/維持	R-/V/維持	C/N-LRT	燃料取出	燃料取出	C/N-LRT	燃料取出	燃料取出	△並列	△並列
第41条 1次冷却水漏えい率	モード3、4	モード3、4	・原子炉格納容器サブ水位計または沸騰流量測定装置によつて測定される漏えい率のうち原子炉冷却圧力パウダリから漏えいでないことが確認されている率、実地熱の器 ・原子炉格納容器サブ水位計または沸騰流量測定装置によつて測定される漏えい率のうち原子炉冷却圧力パウダリから漏えいでないことが確認されている率が1次冷却水漏えい率から漏えいでないことが確認されている率が1次冷却水漏えい率より原子炉格納容器サブ水位計または沸騰流量測定装置(健全性を確認するための点検または沸騰流量測定装置の指示値が変動する場合を除く)が動作可能	・1次冷却水系蛇口 ・原子炉格納容器サブ水位計 ・沸騰流量測定装置				モード3	モード3	モード3	モード3	モード3	モード3	△並列	△並列
第48条 蒸気発生器給水管漏えい監視	モード3、4	モード3、4	・蒸気発生器細管漏えい警報装置(蒸気発生器プローダウンモニタ)が動作可能(フロート状態により遮断弁ができない場合は洗浄弁を除)	・蒸気発生器細管 ・蒸気発生器プローダウンモニタ				モード3	モード3	モード3	モード3	モード3	モード3	△並列	△並列
第49条 余熱除去への漏えい監視	モード3、4(余熱除去系統開止している場合)	モード3、4(余熱除去系統開止している場合)	・1次冷却水系から余熱除去への漏えいがないこと(余熱除去弁が作動していないこと)	・余熱除去弁 ・余熱除去系の漏がし弁				モード3	モード3	モード3	モード3	モード3	モード3	△	△
工場安全施設 及び原子炉停止 系への作動信号 の拳擡能	モード3、4、5(原子炉ストップ遮 断者が閉じ、制御棒の引き抜きが 行われる場合)	モード3、4、5(原子炉ストップ遮 断者が閉じ、制御棒の引き抜きが 行われる場合)	・手動原子炉停止リリーフチャレンジ ・中性子濃度測定中性子束高、2チャレンジ(「中間領域中性子束高」 2チャレンジが動作可能であることを委員会にP-Rセシット時においては、2チャレンジをハイパスすることを許容、「中 性子濃度測定中性子束高」の警報を設定する場合は、残 りのチャレンジをハイパスすることを許容、) ・中性子濃度測定中性子束高、1チャレンジ(監視機能のみ)	・左記信号発出し、伝送ライン ・右記信号発出し、伝送ライン				モード3	モード3	モード3	モード3	モード3	モード3	△	△
第34条(表34-2) 原子炉保護系統	モード6(原子炉停止中の場合)	モード6(原子炉停止中の場合)	・中性子濃度測定中性子束高、1チャレンジ(監視機能のみ)	・原子炉保護系統引装 ・左記信号発出し、伝送ライン				モード3	モード3	モード3	モード3	モード3	モード3	△	△
モード6(原子炉停止中の場合)	モード6(原子炉停止中の場合)	モード6(原子炉停止中の場合)	・中性子濃度測定中性子束高、2チャレンジ(監視機能のみ)	・原子炉保護系統引装 ・左記信号発出し、伝送ライン				モード6	モード6	モード6	モード6	モード6	モード6	△	△
モード6(原子炉停止中の場合)	モード6(原子炉停止中の場合)	モード6(原子炉停止中の場合)	・中性子濃度測定中性子束高、2チャレンジ(監視機能のみ)	・原子炉保護系統引装 ・左記信号発出し、伝送ライン				モード6	モード6	モード6	モード6	モード6	モード6	△	△

## 高浜発電所4号機 第2回施設定期検査時の安全管理の計画

7/31

項目	保安規定文	要求コード	要求内容	関連設備										C/N-LRT	PCS正しい検査	△並列 動機運転	
				3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	5-1	5-2				
RCS 水位	#ヤニテイガ海水 RCS海水 ミットループ ROS全プロー		(工場安全装置等作動用) ・非常用原子炉冷却系制御回路 2系統! ・手動起動)、チャンネル (原子炉格納容器スブレイ系) ・原子炉格納容器スブレイ系作動制御回路 2系統! ・手動起動)、チャンネル (原子炉格納容器隔離弁) ・原子炉格納容器隔離弁作動制御回路 2系統! ・手動起動)、チャンネル ・非常用原子炉冷却系作動)、非常用原子炉冷却系作動制御回路 2系統! ・手動起動)、チャンネル (原子炉格納容器隔離弁A) ・原子炉格納容器隔離弁Aと非常用高压母線低電圧信号による隔離 ・原子炉格納容器隔離弁と非常用高压母線低電圧信号による隔離 操作制御回路 2系統! (原子炉格納容器隔離弁A記)【原子炉格納容器隔離弁A】参照 ・非常用高压母線低電圧(母線あたり) (原子炉格納容器隔離弁) ・原子炉格納容器隔離弁作動制御回路 2系統! ・原子炉格納容器隔離弁手動起動)、チャンネル ・原子炉格納容器隔離弁手動起動)、2チャンネル ・非常用原子炉冷却系作動)、非常用原子炉冷却系作動制御回路 2系統! ・手動起動)、2チャンネル ※1.原子炉格納容器隔離弁において機能監査用 1系統が動作可能であることを2時間以上 1系統でパスすることができる。(表3-1:おいて同じ) (非常用原子炉冷却系) ・原子炉格納容器正力高(高-1) : 3チャンネル ・主蒸気ライン差圧高 各主蒸気ライン毎3チャンネル モード3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第34条(表34-3) 工学的安全会話等作動計装																	

## 高浜発電所 4号機 第21回施設定期検査時の安全管理の計画

8/31

主要工程			RCS 水位												RCS 全プローブ												RCS 水位																										
項目	保安規定文	要求モード	要求内容			関連設備			3			4			5-1			5-2			6-1			6-2			モード外			6-2			モード外			6-1			5-2			5-1			4			5-1			3		
	モード3(全主蒸気隔離弁が閉じている場合)②系統) ・原子炉本系統器工力異常高(高-1)、3チャンネル ・主蒸気ランク流量と主蒸気ライン圧力低または水冷材平均温度常低の一致モード3(P-12回)(非常用原心冷却系参照)	(生蒸気ライン隔離) ・主蒸気ライン隔離 ・非常用原心冷却系 ・左記信号検出、伝送ライン△																																																			
	モード3(P-11以上) ・原子炉本系統器工力異常低(低-1)、3チャンネル ・非常用原心冷却系モード3(P-12回)(非常用原心冷却系参照) ・次回作動平均温度低1次冷却水平均温度低3チャンネルヒートパイプ第34条表3-4-2)、原子炉保護系統モード3、4、5(原心冷却タップ遮断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合)参照の一致 (非常用原心冷却系) ・原子炉本力低(3チャンネル)と加压器水位低(3チャンネル)の一致	(給火隔壁動作制御回路2系統) ・蒸気発生器水位異常に基づいたり3チャンネル ・非常用原心冷却系モード3、4、モード3、モード3(P-1以上)モード3(P-12回)(非常用原心冷却系参照) ・次回作動平均温度低1次冷却水平均温度低3チャンネルヒートパイプ第34条表3-4-2)、原子炉保護系統モード3、4、5(原心冷却タップ遮断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合)参照の一致 (非常用原心冷却系) ・P-11(加压器圧力)、3チャンネル△																																																			
	モード3(P-12回) ・P-12(次回作動平均温度)、3チャンネル ※2残りのチャンネルが動作可能あることを条件に1チャンネルをバypassすることができる。この場合、バypassしたチャンネルを動作不能とはみなさない。(表3-4において同じ)	(インターロック) ・P-12(次回作動平均温度)、3チャンネル△																																																			
安全上特に重要な機能性 (電源供給) 第34条(表34-5) ディーゼル発電機自動切替装置	モード3、4 モード5、6および無効燃料移動口	(ディーゼル発電機自動切替装置) ・ディーゼル発電機自動切替装置 ・非常用原心冷却系 ・左記信号検出、伝送ライン△ (ディーゼル発電機自動切替装置) ・第34条(表34-3)工場的安全施設等自動切替装置参照 (ディーゼル発電機自動切替装置) ・ディーゼル発電機自動切替装置 ・左記信号検出、伝送ライン△																																																			

## 高浜発電所4号機 第21回施設定期検査時の安全管理の計画

9/31

主要工程			RCS 水位	要求内容												関連設備	燃科取出	燃科装荷	C/N-LRT	PCS異常検査	△並列 切替動作				
項目	保安規定文	要求コード		モード3、4、5、6、燃料供給装置			モード3、4、5、6、燃料供給装置			モード3、4、5、6、燃料供給装置			モード3、4、5、6、モード外												
				・ディーゼル発電機起動			・ディーゼル発電機起動			・ディーゼル発電機起動			・モード外												
				モード3、4、5、6、燃料供給装置	モード3、4、5、6、燃料供給装置	モード3、4、5、6、燃料供給装置	モード3、4、5、6、モード外	モード3、4、5、6、モード外	モード3、4、5、6、モード外	モード3、4、5、6、モード外	モード3、4、5、6、モード外														
第73条の3 外部電源	モード3、4、5、6、燃料供給装置に燃料供給中	モード3、4、5、6、モード外	(1) 3回燃焼当該原子炉に対する個々の常用高圧給水系に対する防護装置により、各部電力供給が可能である場合における燃料供給装置の回路数とすることによる動作可能(送電線障害からの差電流遮断器の遮断作用なし)	・ディーゼル発電機起動			・ディーゼル発電機起動			・ディーゼル発電機起動			・モード外			・モード外			・モード外						
第74条 ディーゼル発電機	モード3、4	モード3、4	(2) 上記が給電源の回線に対する独立性を有するとは、「送電線の上流において一つの変電所または制御所のみに連系しないこと」をいう。1つの変電所または制御所のルートにより供給または受電している場合であっても、送電構成として、別ルートで連続が可能な状態であれば、独立性を有している(みならず)	・外部電源			・外部電源			・外部電源			・モード外			・モード外			・モード外						
第75条 ディーゼル発電機	モード5、6、モード外	モード5、6、モード外	(1) ディーゼル発電機2基動作可能(予備潤滑運転モード)、エンジン、エアコンを行う暴雨時適用しない) (2) 燃料油サービスタンク給油量(保有油量): 1.0m <sup>3</sup> 以上(ディーゼル発電機運転および運転終了後の24時間は適用しない)	・ディーゼル発電機動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認			・ディーゼル発電機動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認			・ディーゼル発電機動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認			・ディーゼル発電機動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認			・ディーゼル発電機動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認			・ディーゼル発電機動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認						
第76条 ディーゼル発電機の燃料、潤滑油および冷却用空気	モード3、4、5、6、モード外	モード3、4、5、6、モード外	(1) ディーゼル発電機の燃料供給装置の運転も確認 (2) 上記ディーゼル発電機に対する燃料油サービスタンク貯油量(保有油量): 1.0m <sup>3</sup> 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない)	・ディーゼル発電機動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認			・ディーゼル発電機動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認			・ディーゼル発電機動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認			・ディーゼル発電機動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認			・ディーゼル発電機動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認			・ディーゼル発電機動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認						
第77条 ディーゼル発電機の燃料、潤滑油および冷却用空気	モード3、4、5、6、モード外	モード3、4、5、6、モード外	(1) 所要のディーゼル発電機の燃料供給装置の運転も確認 (2) 上記ディーゼル発電機に対する燃料油サービスタンク貯油量(保有油量): 3.6m <sup>3</sup> 以上※ ※ 所要のディーゼル発電機の燃料供給装置の運転も確認する場合は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認	・ディーゼル発電機動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認			・ディーゼル発電機動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認			・ディーゼル発電機動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認			・ディーゼル発電機動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認			・ディーゼル発電機動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認			・ディーゼル発電機動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認						

## 高浜発電所4号機 第21回施設定期検査時の安全管理の計画

主要工程			RCS水位															
項目	保安規定文	要求モード	要求内容															
<b>RCS水位</b>																		
第77条 非常用直流电源	モード3、4	蓄電池が動作不能時は、第85条(表5-15)の運転上の制限も確認 ・非常用直流电源2系統(蓄電池/安全防護系用)および弁充電器(弁充電器または機械式電源のいずれかをいい、両方が機能喪失した場合、動作不能となるなし)が動作可能 蓄電池が動作不能時は、第85条(表5-15)の運転上の制限も確認 ・所要の設備の維持に必要な非常用直流电源間に接続する系統(蓄電池/安全防護系用)および弁充電器(弁充電器または機械式電源のいずれかをいい、両方が機能喪失した場合、動作不能となるなし)が動作可能	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
第78条 非常用直流电源	モード5、6、照射済燃料移動中	蓄電池が動作不能時は、第85条(表5-15)の運転上の制限も確認 ・所要の設備の維持に必要な非常用直流电源間に接続する系統(蓄電池/安全防護系用)および弁充電器(弁充電器または機械式電源のいずれかをいい、両方が機能喪失した場合、動作不能となるなし)が動作可能	・非常用直流电源 蓄電池 ・後備弁充電器	×	×										x	x	x	
第79条 所内非常用母線	モード3、4	次の所内非常用母線が受電していること(電源の自動切替の間は適用しない) ・2つの非常用高压母線 ・2つの非常用中压母線 ・2つの非常用低压母線 ・4つの非常用主・器具用母線	・非常用高压母線 ・非常用中压母線 ・非常用低压母線 ・非常用主・器具用母線	×	×	×	△	x	x	x	x	x	x	x	x	x		
第80条 所内非常用母線	モード5、6、照射済燃料移動中	所要の設備の維持に必要な次の所内非常用母線が受電していること(電源の自動切替の間は適用しない) ・非常用高压母線 ・非常用中压母線 ・非常用低压母線 ・非常用主・器具用母線	・非常用高压母線 ・非常用中压母線 ・非常用低压母線 ・非常用主・器具用母線												x	x		
安全上特に重要な閑電機 (海水系付)	モード3、4	A原子炉沸騰冷却水系が動作不能時は、第85条(表5-7)の運転上の制限を確認 ・原子炉沸騰冷却水系 ・原子炉沸騰冷却水系・2系統動作可能 A原子炉沸騰冷却水系が動作不能時は、第85条(表5-7)の運転上の制限を確認 ・原子炉沸騰冷却水系 ・原子炉沸騰冷却水系が動作不能時は、第85条(表5-7)の運転上の制限を確認 ・原子炉沸騰冷却水系	・原子炉沸騰冷却水系 運転上の制限を確認 ・原子炉沸騰冷却水系 ・原子炉沸騰冷却水系	x	x									x	x	x		
第69条 津波防護設置	モード3、4、5、6、使用終燃剤ピットに燃料棒を貯蔵している期間	・取水塔防潮ゲート・2系統・燃焼式クランチおよび電磁式クランチのゲート各1箇(操作により動作可能)・遮断門止信号により、ゲートが落下げること(外削雪器運転時含む)、停止しているゲートについては、動作可能となるなし) ・燃焼器外部側用空気圧力(母管圧力)0.5MPa以上	・取水塔防潮ゲート	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
安全上特に重要な閑電機 (制御用空気系)	モード3、4	・燃焼器外部側用空気系	x	x										x	x	x		

高浜発電所4号機 第21回施設定期検査時の安全管理の計画

## 高浜発電所4号機 第21回施設設定期検査時の安全管理の計画

主要工程			RCS水位												ROS全プロー																																						
項目	保安規定文	要求モード	要求内容			関連設備			3			4			5-1			5-2			6-1			6-2			モード外			6-2			モード外			6-1			5-2			5-1			4			5-1			3		
重大事象等対応設備	第85条(表85-3-1) 1次系モードアンブリードによる同心汽渦系	モード3、4(蒸気発生器が燃焼炉のために使用されている場合)	(原子炉格納容器隔壁隔壁計装)			・格納容器水位(正確) 2チャンネル ・格納容器水位(誤差) 2チャンネル ・格納容器内正圧力 2チャンネル ・格納容器内温度 2チャンネル ・格納容器外部温度計装 ・格納容器内漏出シエアモニタ(底) 2チャンネル (原子炉格納炉内水温計装) ・原子炉格納炉内水温計装 (制御用空気系計装) ・制御用空気系モード 2チャンネル(※は適用しない) (安全注入系計装) ・高压安全注入流量 2チャンネル ・低圧安全注入流量 2チャンネル																																															
	第85条(表85-4-1) 炉心注水・炉心冷却系	モード3、4、5、6 モード3、4、5、6 モード3、4、5、6	(1) 高圧注入系が上動作可能(ボンブ手動起動) 系統構成含む)で起きると、または運転中であること) ・充てん／高圧注入ポンプ ・燃料取扱油タンク ・加工器油(し)弁 (表85-1-4-3において運転上の制限を定める) (2) 加工器油(し)弁3台による1次系統の減圧系が動作可能 ・加工器油(し)弁3台			・充てん／高圧注入ポンプ ・燃料取扱油タンク ・加工器油(し)弁 △																																															
	第85条(表85-4-2) 炉心注水・蓄圧タンク	モード3、4、5、6	(1) 高圧注入系が上動作可能(ボンブ手動起動) 系統構成含む)で起きると、または運転中であること) ・充てん／高圧注入ポンプ ・余熱放出ポンプ ・燃料取扱油タンク (2) 蓄圧タンクまゝ漏れ温度 280mPa以上 (3) 蓄圧タンク圧力 40MPa以上 (4) 蓄圧タンク弁が動作不能(手動での開弁および閉弁ができること)			・充てん／高圧注入ポンプ ・余熱放出ポンプ ・燃料取扱油タンク △																																															

## 高浜発電所4号機 第21回施設設定期検査時の安全管理の計画

主要工程				RCS水位												ROS全プローブ																							
項目	保安規定文	要求コード	要求内容	関連設備			3			4			5-1			5-2			6-1			6-2			モードA			モードB			C/N-LRT			PCS正しい検査			△並列 初期動作		
第85条(表85-4-2) 代替応心注入・RCS水位 モード3、4、5、6	代替応心注入・RCS水位 モード3、4、5、6	モード3、4、5、6	R/C水位入力(自己冷却による充てん注入系が動作可能)ポンプ(手動起動・系統構成含む)でないこと、または運転中であること。 R/C水位入力ポンプ(自己冷却)1台 ・燃料取扱用月水タップ ・油タップ ・空冷式非常用発電装置 ・燃料取扱用油そう ・タンクローリー	・B充てん／高圧注入ポンプ(自己冷却) ・燃料取扱用油タップ ・燃料取扱用ポンプ(自己冷却) ・油タップ ・空冷式非常用発電装置 ・燃料取扱用油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×										
第85条(表85-4-4) 代替応心注入・A格納容器 スプレーポンプ(RHRS-CS S連絡ライン使用)による代 替応心注入	代替応心注入・A格納容器 スプレーポンプ(RHRS-CS S連絡ライン使用)	モード3、4、5、6	(表85-14-3において運転上の制限を定める) A格納容器スプレーポンプによる代替応心注入系が動作可能(ポンプが手動起動・系統構成含む)できること、または運転中であること ・A格納容器スプレーポンプ(RHRS-CS連絡ライン使用) 1台 ・燃料取扱用月水タップ (表85-14-7において運転上の制限を定める)	・A格納容器スプレーポンプ(RHRS-CS連絡ライン使用) ・燃料取扱用油タップ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×											
第85条(表85-4-5) 代替応心注入・可燃式代替 RCS水位アラーム生産 モード3、4、5、6	代替応心注入・可燃式代替 RCS水位アラーム生産	モード3、4、5、6	可燃式代替応心注入ポンプによる代替応心注入系が動作可能 ・可燃式代替応心注入ポンプ1台×2 ・電源車(可燃式代替応心注入ポンプ用) ・消防ポンプ ・開井ポンプ2台×2 ・油ポンプ1台×2 ・空冷式油循環ポンプ ・タンクローリー	・可燃式代替応心注入ポンプ ・電源車(可燃式代替応心注入ポンプ用) ・消防ポンプ ・開井ポンプ ・油ポンプ ・空冷式油循環ポンプ ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×											
第85条(表85-4-6) 代替応心注入・RCS水位 モード3、4、5、6	代替応心注入・RCS水位	モード3、4、5、6	(1) A格納容器スプレーポンプ(RHRS-CS連絡ライン使用) による代替応心系が動作可能(ポンプが手動起動・系統構成含む)できること、または運転中であること (2) 日常熱除去除(海水冷却)およびC充てん・高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環系、または余熱除去ポンプ(海水冷却)による低圧代替再循環系が動作可能(ポンプ	・A格納容器スプレーポンプ(RHRS-CS連絡ライン使用) ・A格納容器スプレーポンプ(海水冷却) ・A格納容器サンプル測入口隔壁弁 ・格納容器排氣装置サンプ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×											

## 高浜発電所4号機 第21回施設設定期検査時の安全管理の計画

主要工程			RCS水位												RCS水位												
項目	保安規定文	要求コード	要求内容												関連設備												
			が手動起動(系統保護も含む)でできること、または選択5中にあること、または選択5中であること												・格納容器再循環ポンプ(スルーパンプ)・ポンプ入口端子 ・C充てん／高圧注入ポンプ(海水冷却) ・余燃除却ポンプ(海水冷却) ・大容量ポンプ ・空冷式非常用送電装置 ・燃料油油圧ポンプ ・タンクローリー												
			・A格納容器スプレイボンブ(RHRS-CSS連絡ライン使用) 1台 ・A格納容器スプレイボンブ冷却器 ・A格納容器スプレイボンブ冷却器再循環ポンプ入口端子 蓋弁:1台 ・燃料容器再循環ポンプ(スルーパンプ)・ポンプ入口端子 ・C充てん／高圧注入ポンプ(海水冷却):1台 ・燃料容器再循環ポンプ(スルーパンプ)・ポンプ入口端子 ・D余燃除却ポンプ(海水冷却):1台 ・大容量ポンプ ・空冷式非常用送電装置 ・燃料油油圧ポンプ ・タンクローリー												3 4 5-1 5-2 6-1 6-2 モード外 6-2 モード外 6-1 5-2 5-1 4 5-1 4 3												
			(表85-15-2)(において運転上の制限を定める) ・空冷式非常用送電装置 (表85-15-1-1において運転上の制限を定める) ・燃料油油圧ポンプ (表85-15-7において運転上の制限を定める) タクローリー												3 4 5-1 5-2 6-1 6-2 モード外 6-2 モード外 6-1 5-2 5-1 4 5-1 4 3												
			(1) 罩蓋ボンベ(加圧器過熱弁)による ・加圧器過熱弁(弁操作動用)を使用した加圧器過熱弁による 1次冷却系の減圧系の動作可能 (2) 可搬型ハサツリ(加圧器過熱弁)を使用した加圧器過熱弁 弁による ・可搬型ハサツリ(加圧器過熱弁)を使用した加圧器過熱弁 ・罩蓋ボンベ(加圧器過熱弁)弁操作動用) (セット:2本:A系、B系、日系1本) ・可搬型空気圧力過熱弁(加圧器過熱弁)弁操作動用:2台 (セット:2台:A系、B系、日系1台) ・可搬型シザツリ(加圧器過熱弁)、1個 ・空冷式非常用送電装置 (表85-15-11において運転上の制限を定める) ・可搬式空気圧力過熱弁 ・燃料油油圧ポンプ ・タンクローリー													3 4 5-1 5-2 6-1 6-2 モード外 6-2 モード外 6-1 5-2 5-1 4 5-1 4 3											
第85条(表85-5-1) 加圧器過熱弁による遮断		モード3	(表85-15-7において運転上の制限を定める) ・空冷式非常用送電装置 ・可搬式空気圧力過熱弁 ・燃料油油圧ポンプ ・タンクローリー												3 4 5-1 5-2 6-1 6-2 モード外 6-2 モード外 6-1 5-2 5-1 4 5-1 4 3												
第85条(表85-6-1) 原子炉格納容器スプレイ系	モード3、4、5、6		原子炉格納容器スプレイ系(よう素除去装置タンク類の1系統 以上が稼働可能なポンプが手操作動(系統構成変更)できること) ・燃料容器スパイボンブ:1台 ・燃料油油圧ポンプ (表85-14-3において運転上の制限を定める)												3 4 5-1 5-2 6-1 6-2 モード外 6-2 モード外 6-1 5-2 5-1 4 5-1 4 3												

## 高浜発電所4号機 第21回施設定期検査時の安全管理の計画

項目	保安規定文	要求コード	要求内容	関連設備										C/N-LRT	PCS算えい検査	燃料取出	R./V/維持	燃料取出荷	R./V/維持	△解剖	RCS検査	△並列 切替装置
				3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モードA	モードB	モードC	モードD									
第85条(表85-6-2) 代替原子炉絶縁器スプリ イー(自動昇圧・低圧水ポン ブ)による代替原子炉絶縁器 スプレーバー	モード3、4、5および6	恒設取扱主水ポンブによる代替原子炉絶縁器スプレイ系 が動作可能	恒設取扱主水ポンブによる代替原子炉絶縁器スプレイ系 が動作可能	・空冷式非常用給水ポンプ ・燃料取扱用タンク補給用移送 ポンプ																		
第85条(表85-6-2) 代替原子炉絶縁器スプリ イー(自動昇圧・低圧水ポン ブ)による代替原子炉絶縁器 スプレーバー	モード3、4、5および6	・空冷式非常用給水ポンブによる代替原子炉絶縁器スプレイ系 が動作可能	・空冷式非常用給水ポンブによる代替原子炉絶縁器スプレイ系 が動作可能	・燃料取扱用タンク補給用移送 ポンプ																		
第85条(表85-6-3) 代替原子炉絶縁器スプリ イー(自動昇圧・低圧水ポン ブ)による代替原子炉絶縁器 スプレーバー	モード3、4、5、6	・空冷式非常用給水ポンブによる代替原子炉絶縁器スプレイ系 が動作可能	・空冷式非常用給水ポンブによる代替原子炉絶縁器スプレイ系 が動作可能	・燃料取扱用タンク補給用移送 ポンプ																		
第85条(表85-7-1) 原子炉沸騰水系による 原子炉絶縁器自然水流 冷却	モード3、4、5、6	・空冷式非常用給水ポンブによる代替原子炉絶縁器スプレイ系 が動作可能	・空冷式非常用給水ポンブによる代替原子炉絶縁器スプレイ系 が動作可能	・燃料取扱用タンク補給用移送 ポンプ																		
第85条(表85-7-2) 原子炉沸騰水系による 原子炉絶縁器自然水流 冷却	モード3、4、5、6	・空冷式非常用給水ポンブによる代替原子炉絶縁器スプレイ系 が動作可能	・空冷式非常用給水ポンブによる代替原子炉絶縁器スプレイ系 が動作可能	・燃料取扱用タンク補給用移送 ポンプ																		

## 高浜発電所4号機 第21回施設設定期検査時の安全管理の計画

主要工程			要求コード	要求内容	関連設備												C/N-LRT	PCS正しい検査	△並列 動機運転	
RCS水位	RCS全プローブ	ミットルーブ			R-/V開放	燃料取出	R-/V締結	C/V-LRT	PCS正しい検査	起動試験	起動弁点検	起動弁点検	起動弁点検	起動弁点検	起動弁点検					
第85条(表85-7-2) 大容量ボンブによる原子炉 格納容器内自然対流冷却給 水ポンプ代替機能冷却	モード3、4、5、6	モード3、4、5、6	大容量ボンブによる原子炉格納容器内大容量ボンブから海水管接続部 まで2系統が動作可能 ・大容量ボンブ 1台×2(3号炉および4号炉の合計所要数) ・A、B燃料除器再循環ポンプ (表85-7-1において運転上の制限を定める) 燃料除器循環ポンプ ・タクローリー	・大容量ボンブ ・A、B燃料除器再循環ポンプ ・タクローリー ・可搬型温度測定装置(燃科容器 再循環ユニット入口温度 度(SA用)) ・B余熱除却ポンプ(海水冷却) ・C充てん／高圧注入ポンプ／海 水冷却	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	モード外	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
(表85-16-1において運転上の制限を定める) ・B余熱除去ポンプ(海水冷却) (表85-4-6において運転上の制限を定める) ・充てん／高圧注入ポンプ(海水冷却)	(表85-4-6において運転上の制限を定める) ・充てん／高圧注入ポンプ(海水冷却)	(表85-4-6において運転上の制限を定める) ・充てん／高圧注入ポンプ(海水冷却)	(1) モード3および4蒸気発生器が熱絶縁のため一度使用されて いる場合において、復水タップを水冷端として電動油圧給水ボン ブに本体蒸気発生器の給水系、系統(電動油圧給水ボンブ 2台で系統本体間隔)が動作可能(ポンプが手動起動 (系統貯蔵槽)できること、または運転中であること) または (2) モード3において、復水タップを水温と(ターン)角距離給水ボン ブが手動起動(系統熱絶縁)できること、または運転中であ ること、ターン(動補)熱絶縁給水ボンブは扇形手動起動のモード3 において運転列に係る壁面を行なっている場合は運転上の制 限は適用しない。ターン(動補)熱絶縁給水ボンブが動作可能とは 現場手動起動する認定を含む) ・電動油圧給水ボンブ ・ターン(動補)熱絶縁給水ボンブ 1台 ・ターン(動補)熱絶縁給水ボンブ 2台 ・蒸気発生器 ・復水タップ ・燃料油圧給水ボンブ ・タクローリー	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
第85条(表85-8-1) 蒸気発生器次側による炉 心冷却(付水)	モード3、4(蒸気発生器が熱絶縁去 るために使用されている場合)ま たはモード3	モード3、4(蒸気発生器が熱絶縁去 るために使用されている場合)ま たはモード3	(表85-14-4において運転上の制限を定める) ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-1において運転上の制限を定める) ・燃料油圧給水ボンブ ・タクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		

## 高浜発電所4号機 第21回施設定期検査時の安全管理の計画

主要工程			RCS 水位										ROS 全プロ-										RCS 水位監視																		
項目	保安規定文	要求コード	要求内容			関連設備			3			4			5-1			5-2			6-1			6-2			モード外			モード内			C/N-LRT			PCS 用いい検査			△並列		
	第85条(表85-9-1) モード3、4(蒸気発生器燃焼給去 水素冷却蒸気放出)	モード3、4(蒸気発生器燃焼給去 水素冷却蒸気放出)	生蒸気が出し弁が手動での開閉ができること(現象手動含む) ・主蒸気放散弁、3個			(1) 離心式水素再結合装置の開閉手動可能 (2) 静的燃焼式水素再結合装置の開閉手動可能 (3) 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数が動作可能 (4) 原子炉格納容器水素燃焼装置監視装置の所要数が動作可能 ・静燃焼式水素再結合装置 5基			・主蒸気放散弁 ・静的燃焼式水素再結合装置監視装置			・静的燃焼式水素再結合装置監視装置 ・静的燃焼式水素再結合装置監視装置監視装置 ・原子炉格納容器水素燃焼装置監視装置 ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油圧油圧 ・タンクローリー			△																		△								
	第85条(表85-10-1) 水素濃度低報	モード3、4、5、6	(表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タクローリー			(表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タクローリー			(表85-15-7において運転上の制限を定める) ・燃料油圧油圧			(表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タクローリー																													
	第85条(表85-10-2) 水素濃度監視	モード3、4、5、6	(表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タクローリー			(表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タクローリー			(表85-15-7において運転上の制限を定める) ・燃料油圧油圧			(表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タクローリー																													
	第85条(表85-11-1) 水素排出	モード3、4、5、6	(表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タクローリー			(表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タクローリー			(表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タクローリー			(表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タクローリー																													

## 高浜発電所4号機 第21回施設設定期検査時の安全管理の計画

項目	保安規定文	要求コード	要求内容	関連設備													
				3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	モード外	5-2	5-1	4	5-1	
			<p>・アユーラ空気淨化フィルターシート1基            (1セット×2本)、アニコラス淨化排気(作動用)1本、アニコラス排気(作動用)1本            ・空冷式非常用発電装置            (表85-15-1)において運転上の制限を定める)            ・燃料油油圧そう            (表85-15-7において運転上の制限を定める)            ・タクローリー</p> <p>(表85-15-7における施設から使用燃料ビットへの注水系制動可能)</p> <p>消防ポンプによる施設から使用燃料ビットへの注水系制動可能</p> <p>・消防ポンプ            ・ガソリン用ラム缶</p> <p>(表85-12-4において運転上の制限を定める)</p> <p>(1) 使用済燃料ビットへのスマレイ系のうち屋外に配置する設備について系統1系統には屋外に配置する可能最低圧注水ポンプ1台、燃調車(可搬式代替最低圧注水ポンプ)1台、消防ポンプ台、伝説調立式消火栓、基が動作可能。</p> <p>(2) 使用済燃料ビットへのスマレイ系のうち屋内に配置する設備について(系統1系統とは室内に配置するスマレイダ4個(1セグ2個、3号炉および4号炉共用の予備2個を含む))が動作可能。            -可搬式代替最低圧注水ポンプ            -電源車(可搬式代替最低圧注水ポンプ)1台、消火ポンプ            -消防ポンプ            -空氣組立式水槽            -スフレーベッド            -ガソリン用ラム缶            -燃料油油圧そう            -タクローリー</p>														
第85条(表85-12-1) 海水から使用燃料ビットへの注水	使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間																
第85条(表85-12-2) 使用済燃料ビットへのスマレイ系	使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間																
第85条(表85-12-3) 使用済燃料ビットの監視	使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間																

## 高浜発電所4号機 第21回施設定期検査時の安全管理の計画

項目	保安規定文	要求モード	要求内容	関連設備											
				3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	モード外	5-1	5-2	5-1
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用燃料ビット温度(AW用):2回</li> <li>・使用燃料ビットエアラ監視カラム(使用燃料ビットエア監視トモア監視ト1組)を含む) 2回</li> <li>・可搬式使用燃料ビット水位: 2回</li> <li>・可搬式使用燃料ビット区城切刃アモニタ2回</li> <li>・空冷式非常用着火装置</li> <li>(表85-15-1-1において運転上の制限を定める)</li> <li>・燃料油:そろ</li> <li>(表85-15-1-7において運転上の制限を定める)</li> <li>・タンクローリー</li> </ul>	カメラ(冷却装置を含む)	可搬式使用燃料ビット水位	可搬式使用燃料ビット区城切刃エアモニタ	空冷式非常用着火装置	燃料油油圧	タンクローリー						
第85条(表85-12-4) ガソリン用ドーム缶による燃 料補給設備	モード3、4、5、6、使用燃料ビ ットに燃料体を行動している期間	(表85-15-7において運転上の制限を定める)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガソリン用ドーム缶</li> </ul>	ガソリン用ドーム缶											
第85条(表85-13-1) 大気への放油抑制、航空機 燃料火災への消防	モード3、4、5、6、使用燃料ビ ットに燃料体を行動している期間	(表85-15-7において運転上の制限を定める)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量ポンプおよび放油筒による放油系統(系統1系統以上は、大 容量ポンプ3台+予備機+合計)、放油筒3個(予備機1個含む)</li> <li>・大容量ポンプ(放油筒用):3台</li> <li>・放油筒(3号缶と2号缶):各3台(放油筒1台で最大容量を有 するもの、3号缶及び4号缶合計所要数)</li> <li>・放油筒:3号缶及び4号缶合計所要数</li> <li>・油混合器 1台(3号缶及び4号缶合計所要数)</li> <li>・燃料油油圧</li> <li>(表85-15-7において運転上の制限を定める)</li> <li>・タンクローリー</li> </ul>	・大容量ポンプ(放油筒用)	・放油筒	・油混合器	・燃料油油圧	・タンクローリー							
第85条(表85-13-2) 海洋への放油抑制	モード3、4、5、6、使用燃料ビ ットに燃料体を行動している期間	(表85-15-7において運転上の制限を定める)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルトフェンス</li> </ul>	シルトフェンス											
				取水栓:											
				高さ約8m/幅約12m(幅約12m/mを2本まで1組として2組4本)											
				高さ約13m/幅約80m(幅約20m/mを4本まで1組として2組4本)											
				1組として2組											
				高さ約6.5m/幅約70m(幅約20m/mを1本まで1組として2組4本)											
				水を養風した状態で、縦にして2組											
				高さ約10.5m/幅約10m(幅約10m/mを1本まで1組として2組4本)											
				高さ約3.5m/幅約3.5m(幅約5m/mを1本まで1組として2組4本)											
				高さ約2m/幅約5m(幅約5m/mを1本まで1組として2組4本)											

## 高浜発電所4号機 第21回施設定期検査時の安全管理の計画

項目	保安規定文	要求モード	要求内容	関連設備												C/N-LRT	PCS正しい検査	△並列 切替動作	
				燃料取出	燃料取扱	R-/V/維持	R-/V/維持	C/N-LRT	燃料取扱										
第85条(表85-14-1) 海水を用いた復水タックへの補給	モード3、4、5、6	海水を用いて復水タンクへの補給	海水を用いた復水タックへの補給	・消防ポンプ×2 (表85-4-5、表85-6-3、表85-12-1、表85-12-2と は別に構成) ・ガソリン用ドラム缶	・消防ポンプ ・ガソリン用ドラム缶	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第85条(表85-14-2) 復水タックから燃料取替用 水タンクへの補給	モード3、4、5、6	燃料取替用タンクからの燃料取替用	燃料取替用タンクへの補給	・燃料取替用タンク補給用輸送パイプによる復水タックから燃料 取替用タンクへの補給系が動作可能 ・燃料取替用タンク補給用輸送パイプ:1台 ・復水タック	・燃料取替用タンク補給用輸送 パイプ ・復水タック	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第85条(表85-14-3) 燃料取替用タンク	モード3、4、5、6 位)	モード3、4、5、6 位)	燃料取替用タンク	・(表85-14-4において運転上の制限を定める) (1) ほう素濃度:2800ppm以上 (2) ほう素質量(有効入量):1600t以上 (原子炉キャビティが張り水抜き期間においては第85条に 定める水槽量および原原子炉等が確保されていることを条件に運転上の制限を満足していないことはめでなさない。ならびに、 原子炉キャビティが張り水期間とは、原子炉キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間を、また、原子炉キャビティ 水抜き期間とは、原子炉キャビティ作業開始から燃料取替用海水タック水栓を回復するまでの期間をいう)	・燃料取替用タンク	△	×	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第85条(表85-14-4) 復水タック	モード3、4、5および6	モード3、4、5および6	復水タック	・復水タック (有効水量:864m <sup>3</sup> 以上)	・復水タック	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第85条(表85-15-1) 空冷式非常用発電装置による電源系1系統とは、モード 3、4、5および6において空冷式非常用発電装置2台、使用済燃 料ピットに燃料料を貯蔵している期間において空冷式非常用発電 装置1台)動作可能	モード3、4、5、6、7 の給電	モード3、4、5、6、7 の給電	空冷式非常用発電装置による電源系1系統とは、モード 3、4、5および6において空冷式非常用発電装置2台、使用済燃 料ピットに燃料料を貯蔵している期間において空冷式非常用発電 装置1台)動作可能	・空冷式非常用発電装置 ・燃料油供給モード ・燃料油供給モード	・空冷式非常用発電装置 ・燃料油供給モード ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第85条(表85-15-2) 空冷式非常用発電装置から の給電	モード3、4、5、6、7 の給電	モード3、4、5、6、7 の給電	空冷式非常用発電装置からの給電	・タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・燃料油供給モード	・空冷式非常用発電装置 ・燃料油供給モード ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第85条(表85-15-3) 空冷式非常用発電装置ケーブ ル(3号～4号)	モード3、4、5、6、7 の給電	モード3、4、5、6、7 の給電	空冷式非常用発電装置ケーブル(3号～4号)	・(1) 号機間電力輸送監視ケーブル(3号～4号)による電源系1系 係(1系統とは、他号炉のモード1、2、3および6の場合はの所 要数、他号炉のモード5、6、他号炉燃料料ピットに燃料料を貯蔵 している期間におけるの所の所要数が使用可能) (2) 号機間電力輸送監視ケーブル(3号～4号)による電源系1系 係(1系統とは、他号炉のモード1、2、3および6の場合はの所 要数、他号炉のモード5、6、他号炉燃料料ピットに燃料料を貯蔵 している期間におけるの所の所要数が使用可能 a.他号炉がモード1、2、3、4の場合	・号機間電力輸送監視ケーブル (3号～4号) ・号機間電力輸送監視ケーブル (3号～4号) ・号機間電力輸送監視ケーブル (3号～4号) ・号機間電力輸送監視ケーブル (3号～4号) ・号機間電力輸送監視ケーブル (3号～4号)	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

## 高浜発電所4号機 第21回施設設定期検査時の安全管理の計画

項目	保安規定文	要求モード	要求内容	関連設備												C/N-LRT	PCS正しい検査	△並列 切替装置	
				3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	モード外	5-2	5-1	4				
RCS 水位	モード3～4、5、6、使用済燃料ヒットに燃焼体を貯蔵している期間	モード3～4、5、6、使用済燃料ヒットに燃焼体を貯蔵している期間	・号機間電力遮断ケーブル(3号～4号)：1組 (3号炉および4号炉の合計所要数) ・ディーゼル発電機(他号炉)：2基 ・燃料油ポンプ(他号炉)：4台ポンプ b. 他号炉がモード5、6、使用済燃料ヒットに燃焼体を貯蔵している期間の場合は ・号機間電力遮断ケーブル(3号～4号)：1組 (3号炉および4号炉の合計所要数) ・号機間電力遮断ケーブル(3号～4号)：1組 (3号炉および4号炉の合計所要数) ・ディーゼル発電機(他号炉)：1基 ・燃料油ポンプ(他号炉)：2台ポンプ (他号炉とは3号炉については4号炉、4号炉については3号炉という) 電源車による電源系統動作可能 ・電源車 1台×2 ・燃料油ポンプ (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー	・電源車 ・燃料油ポンプ ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第85条(表85-15-3) 電源車からの給電	モード3～4、5、6、使用済燃料ヒットに燃焼体を貯蔵している期間	モード3～4、5、6、使用済燃料ヒットに燃焼体を貯蔵している期間	・蓄電池(安全防護系用)から ・蓄電池(安全防護系用)、細動力可能 (表85-15-11において運転上の制限を定める) ・可搬型整流器からの電源系、系統(1系統とは、可搬型整流器1個動作可能 ・可搬型整流器1個 ・空冷式非常発電装置 (表85-15-11において運転上の制限を定める) ・号機間電力遮断ケーブル(3号～4号) (表85-15-21において運転上の制限を定める) ・号機間電力遮断ケーブル(3号～4号) (表85-15-21において運転上の制限を定める) ・ディーゼル発電機(他号炉) (表85-15-21において運転上の制限を定める) ・燃料油ポンプ(他号炉) (表85-15-21において運転上の制限を定める)	・蓄電池(安全防護系用) ・蓄電池(安全防護系用) 1組 ・可搬型整流器 ・空冷式非常発電装置 (3号～4号) ・号機間電力遮断ケーブル (3号～4号) ・ディーゼル発電機(他号炉) ・燃料油ポンプ ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第85条(表85-15-4) 蓄電池(安全防護系用)から の給電	モード3～4、5、6、使用済燃料ヒットに燃焼体を貯蔵している期間	モード3～4、5、6、使用済燃料ヒットに燃焼体を貯蔵している期間	・蓄電池(安全防護系用)から ・蓄電池(安全防護系用)、細動力可能 (表85-15-3において運転上の制限を定める) ・可搬型整流器からの電源系、系統(1系統とは、可搬型整流器1個動作可能 ・可搬型整流器1個 ・空冷式非常発電装置 (表85-15-3において運転上の制限を定める) ・号機間電力遮断ケーブル(3号～4号) (表85-15-21において運転上の制限を定める) ・ディーゼル発電機(他号炉) (表85-15-21において運転上の制限を定める) ・燃料油ポンプ(他号炉) (表85-15-21において運転上の制限を定める)	・蓄電池(安全防護系用) ・蓄電池(安全防護系用) 1組 ・可搬型整流器 ・空冷式非常発電装置 (3号～4号) ・号機間電力遮断ケーブル (3号～4号) ・ディーゼル発電機(他号炉) ・燃料油ポンプ ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第85条(表85-15-5) 可搬型整流器からの給電	モード3～4、5、6、使用済燃料ヒットに燃焼体を貯蔵している期間	モード3～4、5、6、使用済燃料ヒットに燃焼体を貯蔵している期間	・電源車 (表85-15-3において運転上の制限を定める) ・燃料油ポンプ (表85-15-7において運転上の制限を定める)	・電源車 ・燃料油ポンプ ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

## 高浜発電所4号機 第21回施設設定期検査時の安全管理の計画

主要工程			RCS水位												ROS全プロー																																						
項目	保安規定文	要求コード	要求内容			関連設備			3			4			5-1			5-2			6-1			6-2			モード外			モード内			C/N-LRT			PCS正しい検査			燃科取出			燃科装荷			R-/V/維持			△解削 RCS起動			△並列 計数装置		
第85条(表85-15-6) 代替所内監視器からの給電	モード3、4、5、6、使用終燃焼ビットに燃焼炉を行動している期間	モード4-7において運転上の制限を定める ・タンクローリー <sup>(表85-15-7)</sup> 燃料油航行用も、タンクローリーによる燃料供給設備	所要動作可能 ・代替所内電気設備分電盤1個 ・代替所内電気設備電源装置1台 ・空冷式非常発電装置 ・可搬式燃焼器 ・タンクローリー <sup>(表85-15-1)</sup> ・燃料油航行用も ・タンクローリー <sup>(表85-15-7)</sup> 燃料油航行用も	・代替所内電気設備分電盤 ・代替所内電気設備電源装置 ・空冷式非常発電装置 ・可搬式燃焼器 ・タンクローリー <sup>(表85-15-1)</sup> ・燃料油航行用も																																																	
第85条(表85-16-1) 計数装置	モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器内の温度)	モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器内の温度)	(1)燃焼油航行用その他の油量450t以上(4基分) (2)タンクローリー <sup>(表85-16-1)</sup> 重大事故等対処装置の運転終了時點に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。予備機1台を含む、3号炉および4号炉合計3台数	(1)燃焼油航行用その他の油量450t以上(4基分) (2)タンクローリー <sup>(表85-16-1)</sup> 重大事故等対処装置の運転終了時點に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。予備機1台を含む、3号炉および4号炉合計3台数	・燃料油航行用も ・タンクローリー <sup>(表85-16-1)</sup> 重大多数等対処装置の運転終了時點に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。予備機1台を含む、3号炉および4号炉合計3台数																																																
モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器の水位)	モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器の水位)	モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器の水位)	・△解削 RCS起動 ・△並列 計数装置	・△解削 RCS起動 ・△並列 計数装置	・△解削 RCS起動 ・△並列 計数装置																																																
モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器の水位)	モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器の水位)	モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器の水位)	・△解削 RCS起動 ・△並列 計数装置	・△解削 RCS起動 ・△並列 計数装置	・△解削 RCS起動 ・△並列 計数装置																																																

## 高浜発電所 4号機 第2回施設定期検査時の安全管理の計画

23/31

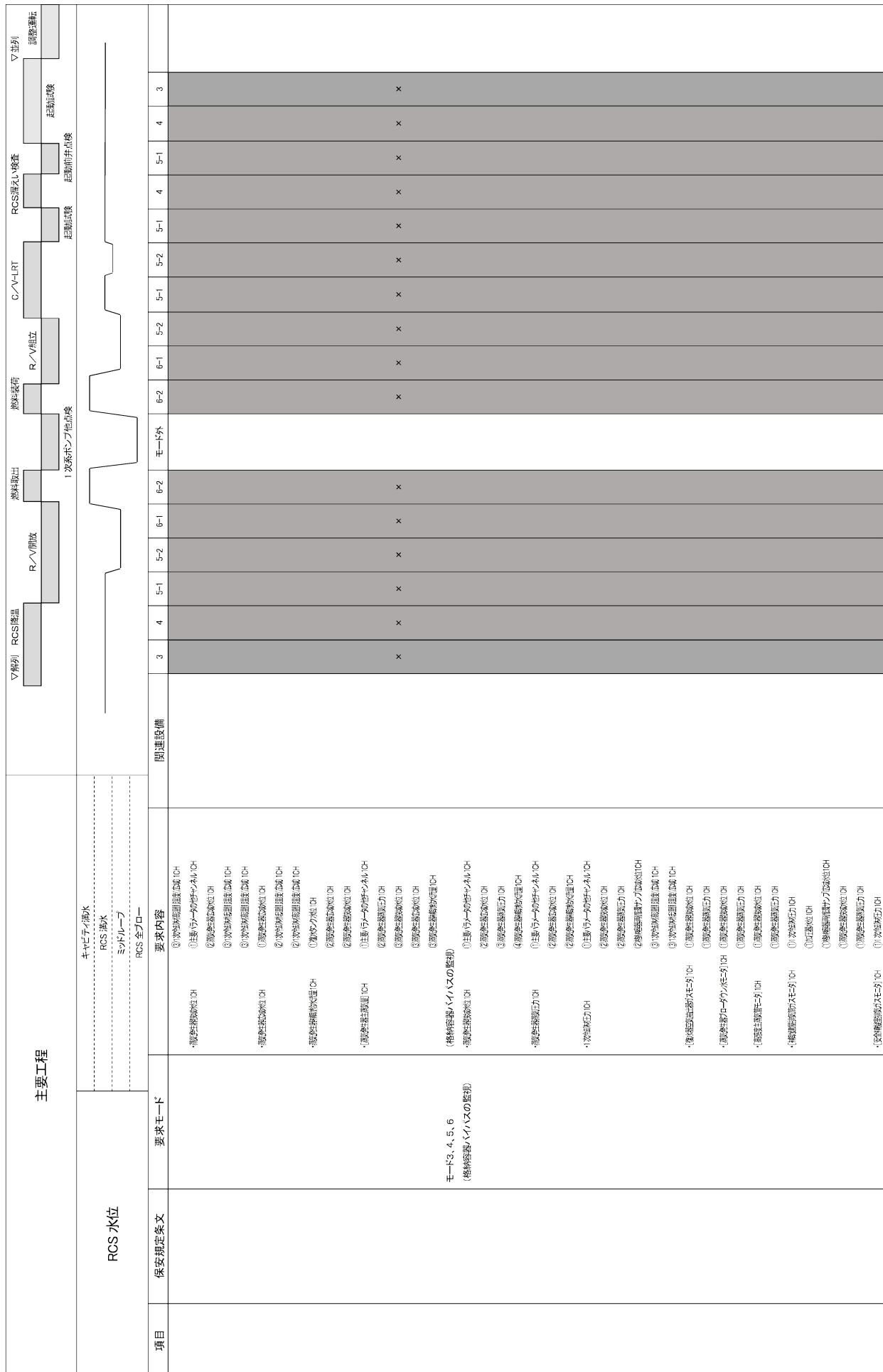
		主要工程		RCS水位		RCS漏出		燃科取出		燃科装荷		R/＼維持		C/＼LRT		PCS漏えい検査		△並列 初期運転		
		#ヤード4漏水		RCS漏出		燃科取出		燃科装荷		R/＼維持		C/＼LRT		PCS漏えい検査		起動試験		起動昇温検		
項目	保安規定文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	モード外	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
モード3、4、5、6 (原子炉工事容器への注水)			・緊急遮断OH ・燃科漏出OH (原子炉工事容器への注水量)	①緊急遮断OH ②燃科漏出OH ③緊急遮断OH ④緊急遮断OH ⑤燃科漏出OH ⑥緊急遮断OH ⑦緊急遮断OH ⑧緊急遮断OH ⑨緊急遮断OH ⑩緊急遮断OH ⑪緊急遮断OH ⑫緊急遮断OH ⑬緊急遮断OH ⑭緊急遮断OH ⑮緊急遮断OH ⑯緊急遮断OH ⑰緊急遮断OH ⑱緊急遮断OH ⑲緊急遮断OH ⑳緊急遮断OH ・原子炉工事容器への注水	②緊急遮断OH ③緊急遮断OH ④緊急遮断OH ⑤緊急遮断OH ⑥緊急遮断OH ⑦緊急遮断OH ⑧緊急遮断OH ⑨緊急遮断OH ⑩緊急遮断OH ⑪緊急遮断OH ⑫緊急遮断OH ⑬緊急遮断OH ⑭緊急遮断OH ⑮緊急遮断OH ⑯緊急遮断OH ⑰緊急遮断OH ⑱緊急遮断OH ⑲緊急遮断OH ⑳緊急遮断OH ・原子炉工事容器への注水	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
モード3、4、5、6 (原子炉工事容器への注水)																				



## 高浜発電所4号機 第2回施設定期検査時の安全管理の計画

主要工程			RCS水位												RCS全プローブ															
項目	保安規定文	要求コード	要求内容				関連設備				3				4				5				6				7			
モード3、4、5、6 (原子炉冷却器内の水素濃度)	モード3、4、5、6 (原子炉冷却器内の水素濃度)	①通常運転が行なわれる場合(OH) 〔原子炉冷却器内の水素濃度〕 ・原子炉冷却器内水素濃度監視装置(OH) ②通常運転が行なわれる場合(OH) 〔原子炉冷却器内水素濃度監視装置(OH)〕	①通常運転が行なわれる場合(OH) 〔原子炉冷却器内の水素濃度〕 ・原子炉冷却器内水素濃度監視装置(OH) ②通常運転が行なわれる場合(OH) 〔原子炉冷却器内の水素濃度〕 ・原子炉冷却器内水素濃度監視装置(OH)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
モード3、4、5、6 (アニコラス内の水素濃度)	モード3、4、5、6 (アニコラス内の水素濃度)	①通常運転が行なわれる場合(OH) 〔アニコラス内の水素濃度〕	①通常運転が行なわれる場合(OH) 〔アニコラス内の水素濃度〕 ・アニコラス内の水素濃度監視装置(OH)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
モード3、4、5、6 (原子炉冷却器内の放射線量率)	モード3、4、5、6 (原子炉冷却器内の放射線量率)	①通常運転が行なわれる場合(OH) 〔原子炉冷却器内の放射線量率〕 ・原子炉冷却器内の放射線量率監視装置(OH)	①通常運転が行なわれる場合(OH) 〔原子炉冷却器内の放射線量率〕 ・原子炉冷却器内の放射線量率監視装置(OH)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
モード3、4、5、6 (未臨界の維持または監視)	モード3、4、5、6 (未臨界の維持または監視)	①通常運転が行なわれる場合(OH) 〔未臨界の維持または監視〕 ・中性子漏れ計(OH)	①通常運転が行なわれる場合(OH) 〔未臨界の維持または監視〕 ・中性子漏れ計(OH)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
モード3、4、5、6 (最終ヒートシングルの確保)	モード3、4、5、6 (最終ヒートシングルの確保)	①通常運転が行なわれる場合(OH) 〔最終ヒートシングルの確保〕 ・熱流束監視(OH)	①通常運転が行なわれる場合(OH) 〔最終ヒートシングルの確保〕 ・熱流束監視(OH)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				

高浜発電所4号機 第21回施設定期検査時の安全管理の計画



## 高浜発電所4号機 第21回施設設定期検査時の安全管理の計画

主要工程				要求内容	関連設備	C/N-LRT								PCS周延い検査							
項目	保安規定文	要求コード	RCS水位			燃科取出	R./V/維持	燃料挿入	R./V/維持	起動試験	起動弁点検	△並列	△並列	△並列	△並列	△並列					
			リモート/給水 RCS水位 ミットループ ROS全プロー	①操作地 GH ・操作部アンダック始動 GH ①操作部停止 GH ①操作部起動 GH ①操作部停止 GH ①操作部起動 GH ①操作部停止 GH ・会員部起動 GH ①操作地 GH ①操作部停止 GH ①操作部起動 GH ①操作部停止 GH ・加压部起動 GH ①操作地 GH ①操作部起動 GH ①操作地 GH ・加压部起動 GH ①操作地 GH 〔水温の確保〕 ・燃焼部ダクト放熱 GH ①自動ラムへの吐き出しがれ GH ②燃焼部排熱ダクト放熱 GH ①要ラムへの吐き出しがれ GH ・燃焼部ダクト GH ③燃焼部フレッシュ GH ③燃焼部ガス止水装置 GH ①要ラムへの吐き出しがれ GH ②燃焼部止水装置 GH ②燃焼部止水装置 GH	①操作地 GH ①操作部起動 GH ①操作部停止 GH ①操作部起動 GH ①操作部停止 GH ①操作部起動 GH ①操作部停止 GH ①操作部起動 GH ①操作地 GH ①操作部停止 GH ①操作部起動 GH ①操作地 GH ①操作部起動 GH ①操作地 GH ・会員部起動 GH ①操作地 GH ①操作部起動 GH ①操作地 GH ・加压部起動 GH ①操作地 GH 〔水温の確保〕 ・燃焼部ダクト放熱 GH ①自動ラムへの吐き出しがれ GH ②燃焼部排熱ダクト放熱 GH ①要ラムへの吐き出しがれ GH ・燃焼部ダクト GH ③燃焼部フレッシュ GH ③燃焼部ガス止水装置 GH ①要ラムへの吐き出しがれ GH ②燃焼部止水装置 GH ②燃焼部止水装置 GH	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外 モード内	6-2	モード外 モード内	5-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
モード3、4、5、6 (水温の確保)																					
第85条(表85-16-2) 可燃性蒸器	モード3、4、5、6	モード3、4、5、6	可燃性蒸器 40個	・可燃性蒸器	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
第85条(表85-16-3) 計測	モード3、4、5、6	モード3、4、5、6	・可燃性蒸器温度計測装置(燃焼部器再循環ユニット入口温度/出口 温度(SA)用)4個	・可燃性蒸器温度計測装置(燃焼部器再循環ユニット入口温度/出口 温度(SA)用)4個	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
			・安全ハラメータ表示システム(SPDSS)1系列(3号炉および4号 炉の合計系統) ・SPDSS表示装置 2台(3号炉および4号炉の合計所要数)	・安全ハラメータ表示システム(S PDS)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
			・SPDSS表示装置	・SPDSS表示装置	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				

## 高浜発電所4号機 第21回施設定期検査時の安全管理の計画

主要工程			RCS水位												ROS全プローブ																										
項目	保安規定文	要求コード	要求内容			関連設備			3			4			5-1			5-2			6-1			6-2			モード外			モード内			C/N-LRT			PCS正しい検査			△並列 初期動作		
第85条(表85-17-1) 中央制御室	モード3、4、5、6、使用済燃料ビットに燃料棒を行臓している期間(放射性物質の濃度および燃焼率量の測定)	(1) 中央制御室あるいは中央制御室常用用語系1系統上運転可能(ファンが手動運動・系統開放含む)できること、または運転中、可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能 ・中央制御室常用用語系ファン・1台 ・中央制御室常用用語系ファン・1台 ・中央制御室常用用語系フルカタニコト・1基 ・可搬型照明(SA)・8個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・淡青色度計・1個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・二酸化炭素濃度計・1個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料油油そう (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タクローリー	・中央制御室常用用語系ファン ・中央制御室常用用語系ファン ・中央制御室常用用語系フルカタニコト ・可搬型照明(SA) ・淡青色度計 ・二酸化炭素濃度計 ・空冷式非常用発電装置 ・タンクローリー																																						
第85条(表85-18-1) 監視測定装置	モード3、4、5、6、使用済燃料ビットに燃料棒を行臓している期間(風向、風速その他の気象条件の測定)	・可搬型モニタリングポスト ・電離線サーモメータ ・可搬式ダストサンプラー ・GMカウントレーベイメータ ・射出式ダストサンプラー・2個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・可搬型ガス分析器 ・GMカウントレーベイメータ ・Z-Sシナレーシヨンサーべイメータ ・Naシナレーシヨンサーべイメータ・2個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・Z-Sシナレーシヨンサーべイメータ・1個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・Naシナレーシヨンサーべイメータ・1個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・小型船油1台(3号炉および4号炉の合計所要数) ・可搬型気象観測装置・1個(3号炉および4号炉の合計所要数)	・可搬式モニタリングポスト ・電離線サーモメータ ・可搬式ダストサンプラー ・GMカウントレーベイメータ ・Naシナレーシヨンサーべイメータ ・Z-Sシナレーシヨンサーべイメータ ・Naシナレーシヨンサーべイメータ・2個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・Z-Sシナレーシヨンサーべイメータ・1個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・Naシナレーシヨンサーべイメータ・1個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・小型船油1台(3号炉および4号炉の合計所要数) ・可搬型気象観測装置																																						

## 高浜発電所4号機 第21回施設定期検査時の安全管理の計画

主要工程			RCS水位												RCS水位												C/N-LRT			RCS正しい検査			△並列		
			・タンクロリー (表85-19-1において運転上の制限を定める)																																
			・タンクロリー (表85-19-1において運転上の制限を定める)																																
第85条(表85-19-1) 代替電源装置からの給電	モード3、4、5、6、使用燃料比 ットに燃料体を貯蔵している期間																																		
第85条(表85-19-2) 居住性の確保	モード3、4、5、6、使用燃料比 ットに燃料体を貯蔵している期間																																		

## 高浜発電所4号機 第21回施設設定期検査時の安全管理の計画

項目	保安規定文	要求コード	要求内容	関連設備										C/N-LRT	PCS算えい検査	△並列 切替装置					
				燃料取出	燃料荷	R./V/維持	R./V/維持	C/V-LRT	燃料取出	R./V/維持	R./V/維持	起動試験	起動試験								
主要工程	RCS水位	モード3、4 (通信連絡装置)	*衛星電話(固定):10台※ *衛星電話(携帯):10台※ *衛星電話(可搬):1台※ *トランシーバー:48台※ *携行型通話装置:19台※ *インターフォン:4台※ *安全パラメータ表示システム(SPDS):1系列※ <sup>※2</sup> *安全パラメータ伝送システム:1系列※ <sup>※2</sup> *SPDS表示装置:2台※ *緊急時衛星通話システム:1台※ *結合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡装置(IV会議システム、IP電話、IP-FAX):1系列※ <sup>※2</sup>	*衛星電話(固定) *衛星電話(携帯) *衛星電話(可搬) *トランシーバー *携行型通話装置 *インターフォン *安全パラメータ表示システム(SPDS) *安全パラメータ伝送システム *SPDS表示装置 *緊急時衛星通話システム *結合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡装置(IV会議システム、IP電話、IP-FAX) *空冷式非常用発電装置 *燃料油ポンプ、タンクローラー *電源車(緊急時火災警報用)	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	モード外	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
	RCS水位	モード3、4 (通信連絡装置)	*モード5、6、使用済燃料ピットに燃料体を行戻している期間 (通信連絡装置)	*衛星電話(固定):10台※ *衛星電話(携帯):10台※ *衛星電話(可搬):1台※ *トランシーバー:48台※ *携行型通話装置:19台※ *インターフォン:4台※ *安全パラメータ表示システム(SPDS):1系列※ <sup>※2</sup> *安全パラメータ伝送システム:1系列※ <sup>※2</sup> *SPDS表示装置:2台※ *緊急時衛星通話システム:1台※ *結合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡装置(IV会議システム、IP電話、IP-FAX):1系列※ <sup>※2</sup> *空冷式非常用発電装置 *燃料油ポンプ、タンクローラー (表85-15-7)にて運転上の制限を定める) *電源車(緊急時火災警報用) (表85-19-1)にて運転上の制限を定める)	*モード5、6、使用済燃料ピットに燃料体を行戻している期間 (通信連絡装置)	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	モード外	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
	ROS全プロー	モード3、4 (通信連絡装置)	第85条(表85-20-1) 通信連絡	(表85-15-11)において運転上の制限を定める) *燃料油ポンプ、タンクローラー (表85-15-7)にて運転上の制限を定める) *電源車(緊急時火災警報用) (表85-19-1)にて運転上の制限を定める)	(表85-15-11)において運転上の制限を定める) *燃料油ポンプ、タンクローラー (表85-15-7)にて運転上の制限を定める) *電源車(緊急時火災警報用) (表85-19-1)にて運転上の制限を定める)	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	モード外	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
	ROS全プロー	モード3、4 (通信連絡装置)	モード3、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を行戻している期間 アクセスレートの連続	*モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を行戻している期間 アクセスレートの連続	*モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を行戻している期間 アクセスレートの連続	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	モード外	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3

## 高浜発電所4号機 第21回施設設定期検査時の安全管理の計画

主要工程			RCS水位												RCS水位												
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容			関連設備			3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-1	6-2	モード外	5-1	5-2	モード外	5-1	4	モード外	5-1	3	
×	・機能要件あり(機能要件を満足すれば作業可能)	モード	原子炉の運転状態			原子炉容器端子ボルトの状態			3	1次冷却水温度 177°C以上	全ボルト締付	全ボルト取外し	全ボルト取外し	全ボルト取外し													
△	・条件付で機能要件あり(機能要件を満足すれば作業可能) ・機能要件なし(作業可能)	モード外	・油圧ショベル:1台(3号炉および4号炉の合計1台要数)			・油圧ショベル:1台(3号炉および4号炉の合計1台要数)			4	1次冷却水温度 93°C以上	1本以上が緩められている																
									5-1	1次冷却水温度 93°C以下(RCS 海水)	全ボルト締付	全ボルト取外し	全ボルト取外し	全ボルト取外し													
									5-2	1次冷却水温度 93°C以下(セザン 海水)	1本以上が緩められている																
									6-1	1次冷却水温度 93°C以下(セザン 海水)	1本以上が緩められている																
									6-2	1次冷却水温度 93°C以下(セザン 海水)	1本以上が緩められている																
									モード外	全ての燃焼炉が原子炉格納容器の外にある状態	全ての燃焼炉が原子炉格納容器の外にある状態	全ての燃焼炉が原子炉格納容器の外にある状態	全ての燃焼炉が原子炉格納容器の外にある状態	全ての燃焼炉が原子炉格納容器の外にある状態	全ての燃焼炉が原子炉格納容器の外にある状態	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

\* 本計画は、安全確保の方法の基本方針を示すものであり、詳細については、保安規定を参照すること。また、作業工程等の変更が生じた際においても、保安規定の遵守を徹底し、安全確保に努めるものとする。